



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301
Vol. 12 No. 499
2011年4月11日(月)

バンコク気候変動会議サマリー

2011年4月3-8日

2011年4月3-8日、タイのバンコクにおいて、京都議定書の下での附属書I 締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ第16回会合 (AWG-KP 16)、長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ第14回会合(AWG-LCA 14)、および3つの会合前ワークショップが開催された。

各国政府、政府間組織、非政府組織、学术界、民間部門、メディアを代表し、2000名以上が出席した。今回の会合は、2010年11月から12月、メキシコのカンクンで開催された第16回締約国会議(COP 16)後、初の気候変動交渉となった。参加者は、各アドホックワーキンググループ(AWGs)が、2011年12月南アフリカのダーバンで開催されるCOP 17までにそれぞれのマンデートを達成すべく、議題書および2011年作業構成書の採択を進めた。

4月3日日曜日、先進締約国経済全体の排出削減数量目標達成に関する想定条件および条件について話し合う会合前ワークショップが開催され、各締約国のプレゼンテーションおよび提出文書について議論した。4月4日月曜日、途上国締約国が提出した緩和行動やその前提となる想定条件、およびこれらの行動実施で必要とされる支援に関する会合前ワークショップでは、各締約国提出の文書およびプレゼンテーションについて議論した。技術メカニズムに関する会合前ワークショップは、4月4-5日に開催され、技術執行委員会(TEC)、気候技術センターおよびネットワーク(CTCN)など、技術メカニズム制度の運用方法に注目が集まった。

AWG-LCA 14およびAWG-KP 16は4月5-8日に開催され、6月、ドイツのボンでの会議でも継続されることとなった。AWG-LCAは、今回会合の議題書の議論を開始したが、締約国は、AWG-LCA議長が提案する議題書に基づき作業をするか、それともG-77/中国 (G-77/中国)提案の文書に基づき作業をするかで合意に達することができなかった。AWG-LCAは、週の全般にわたり非公式協議、非公式プレナリー、草案作成グループの会合を開催し、行きつまりの打開を図った。AWG-KPは、附属書I締約国の更なる約束に関するコンタクトグループ会合を3回開催し、京都議定書第2



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

約束期間での合意達成に向け、解決する必要がある政治的、技術的課題への対処方法に焦点を当てて議論した。

UNFCCCおよび京都議定書の経緯

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年、気候系に対する「危険な人為的干渉」を回避するレベルでの温室効果ガス大気濃度の安定化を目指す行動枠組を示す国連気候変動枠組条約 (UNFCCC)の採択に始まる。UNFCCCは、1994年3月21日に発効、現在195の締約国が加盟する。

1997年12月、日本の京都でのCOP 3の参加者は、先進工業国および市場経済移行国が排出削減目標達成を約束するUNFCCCの議定書で合意した。これら諸国はUNFCCCの附属書I締約国とされ、2008-2012年（第1約束期間）中に6種の温室効果ガス排出量を1990年比で全体平均5.2%削減し、各国が異なる個別の目標を持つことで合意した。この京都議定書は2005年2月16日に発効、現在193の締約国が加盟する。

2005年、カナダのモントリオールで開催されたCOP/MOP 1は、第1約束期間の少なくとも7年前の時点における附属書I締約国の更なる約束検討を義務付けた議定書3.9条に基づき、京都議定書の下での附属書I 締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ(AWG-KP)を設置した。さらにCOP 11は、モントリオールにおいて、「条約ダイアログ」と称される4回のワークショップを開催し、条約の下での長期的協力を検討することで合意し、これらのワークショップは、COP 13まで続けられた。

バリ・ロードマップ：COP 13およびCOP/MOP 3は、2007年12月、インドネシアのバリで開催された。交渉の結果、バリ行動計画(BAP)が採択され、条約ダイアログで明らかにされた長期的協力の主要要素、すなわち緩和、適応、資金、技術移転に焦点を当てる条約の下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ (AWG-LCA) 設置された。またバリ会議では、条約ならびに議定書の下での2つの交渉「トラック」を確立する2年間のプロセス、バリ・ロードマップでも合意し、2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催されるCOP 15およびCOP/MOP 5での交渉終結という期限が設けられた。

コペンハーゲン気候変動会議：2009年12月7-19日、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動会議が開催された。12月16-18日、COPおよびCOP/MOP合同のハイレベル・セグメントには110か国を超える諸国の指導者が出席した。この会議では、透明性やプロセスに関する意見対立が目立った。ハイレベル・セグメントでは、主要経済国および地域グループ、その他の交渉グループ



の代表からなる集団による非公式交渉が行われた。12月18日深夜、「コペンハーゲン合意」とされる政治的合意がなされ、COPプレナリーに提示された。参加者は、この合意について長時間議論し、多数のものが、「より良い」未来に向けた合意確保の第1歩としてこの合意をCOP決議とすることを支持したが、他の者は、透明性に欠け、「非民主的な」プロセスであるとの理由で、これに反対した。結局、COPは、「コペンハーゲン合意」に「留意する」ことで合意した。また参加者は、各締約国がこの合意への支持を表明できるプロセスを設置した。これまでに、140を超える諸国が、支持を表明した。また80か国以上が、それぞれの排出削減目標および他の緩和行動に関する情報を提供した。

コペンハーゲン気候変動会議の最終日、COPおよびCOP/MOPは、AWG-LCAおよびAWG-KPのマンデートを延長し、メキシコ、カンクンでのCOP 16およびCOP/MOP 6にそれぞれの成果を提出するよう求めると決定した。

2010年UNFCCC交渉会議：AWGsは、2010年、COP 16およびCOP/MOP 6までに、4回の交渉会議を開催した。4月、5月—6月、8月にはドイツのボンで、10月には中国の天津でAWG会議が開催された。これら4回の会議は、12月のカンクン気候変動会議までに、作業の進行を図ることを目的とした。AWG-KPでは、議定書の下での附属書I締約国による2013年以降の排出削減量に焦点を当てた。また柔軟性メカニズム、土地利用・土地利用変化・森林、ならびに手法論問題バスケットなどAWG-KPのプログラムに付随して発生するその他の問題も議論した。AWG-LCAでは、緩和、適応、技術、資金など、BAPの主要要素全て、途上国における伐採ならびに森林の劣化を原因とする排出量の削減、さらには保全や森林の持続可能な管理、森林炭素貯留量の増加

(REDD+)、そして測定、報告、検証(MRV)を網羅する交渉文書の作成を試みた。天津会議の終わりまでに、AWG-KPおよびAWG-LCAの文書が作成されたが、いずれも多数のオプション、そして全締約国が合意したわけではない文章が多く含まれていた。

カンクン気候変動会議：国連気候変動会議は、2011年11月29日から12月11日、メキシコのカンクンで開催され、12,000名以上が参加した。カンクン会議に対する期待感はさほど高くなく、全ての保留事項で法的拘束力のある合意を予想するものは少数であり、このため各締約国は、会議の成果となる「バランスのとれたパッケージ」の要素の洗い出しに焦点を当てた。交渉では、緩和、適応、資金、技術、REDD+、MRV、国際的な協議および分析(ICA)などの主要要素に焦点が当てられた。第2週の交渉では、先進国および途上国の担当閣僚が「ペア」を作り、主要問題の交渉での進展が図られた。会期中は、これらの交渉会議ならびにコンタクトグループ会合、非公



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

式協議、二国間会議が続けられ、透明度を維持し、全ての参加者が途中経過を認識できるよう、「経過総括 (stocktaking)」プレナリーも定期的に行われた。

土曜日の早朝、締約国は、「カンクン合意」を最終決定した。この合意には、条約および議定書の両方の交渉トラックでの決定が含まれ、さらに適応、REDD+、技術、緩和、資金に関する条項も盛り込まれた。

ワークショップ

決定書1/CP.16, 38が要請する、先進締約国経済全体の排出削減数量目標達成に関する想定条件および条件についての会合前ワークショップ

2011年4月3日曜日、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、先進締約国の排出削減目標達成に関する想定条件および条件についてのワークショップ (FCCC/SB/2011/INF.1)を開催した。Figueres事務局長は、このワークショップでは事務局作成のテクニカルペーパーに重要なインプットが提供されるとし、今後開催される一連のワークショップの先陣を切るものだと指摘した。ワークショップでは、Richard Muyungi (タンザニア)およびMaas Goote (オランダ) が共同議長を務め、4つの異なる会合で構成され、それぞれ締約国による公式プレゼンテーションに続いて、質疑応答が行われた。

会合1: 会合の1で、ハンガリーは欧州連合 (EU) の立場で発言し、1990-2009年において、国内総生産(GDP)を成長させる一方、京都議定書目標も達成したことを確認した。同代表は、EU排出量取引スキーム(ETS)の役割、およびそれが民間部門の投資行動に与える影響力の増大について説明した。EUは、2011年での主要な検討事項として、次の問題に関し議論する必要があると強調した：野心；比較可能性；締約国による（目標達成）経路に乗っているかどうかの評価における計算の重要性。同代表は、次のステップとして、プレッジ (pledges) に関する理解を深め、気温上昇を2°C以下に抑えるとの目標達成と（各国の）プレッジとのギャップの規模を評価し、確固とした一貫性のある算定規則を構築するために、本ワークショップを活用するよう締約国に求めた。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、単独の基準年度の利用も含め、プレッジを数量約束に転換することの重要性を強調した。炭素の算定に関し、同代表は、数値が必ずしも努力の厳しさを示さないと強調し、土地利用・土地利用変化・森林(LULUCF)、補足性の問題などオフセットの特性や利用、完全な比較可能性に向けた動きに配慮するよう求めた。同代表は、現在のプレッ



ジでは不十分であると強調し、附属書I締約国に対し、全体での中期的な緩和貢献、および確実な遵守方法に関する考えを明確にするよう求めた。

ノルウェーは、LULUCFの算定規則改定の効果および野心レベル全体を保持する目的での変更
に鑑み、排出削減約束を改正する必要があると強調した。同代表は、京都議定書の下での柔軟性
メカニズム、または条約の下での新しいメカニズムにより、費用効果の高い緩和行動を達成でき
ると強調した。

米国は、2020年までに2005年比で17%の排出削減という自国の約束を再確認した。同代表は、
米国の排出量は現在1990年比5.7%増であるが、2005年比では8.7%減であると述べ、2005年以降の
削減量は、他の先進国に匹敵すると強調した。同代表は、米国がクリーンエネルギーに注目して
いると指摘し、クリーンエネルギーへの財政支援に920億ドルを配分していると強調した。同代
表は、米国は経済全体での目標を約束しており、部門別に限定されたものではないと述べた。

フランスは、自国が京都議定書の目標以上を達成しており、原子力発電、水力発電その他の技
術の活用で発電の非炭素化をほぼ完成していると強調した。

会合の議論の中で、エジプト、韓国、パキスタン、ソロモン諸島、フィリピン、中国は特に次
の一連の問題を提起した： EUの排出量削減目標に対する国際航空輸送の貢献；努力の比較可能
性；補足性；遵守メカニズム；EUが一律30%削減目標に動けない理由。

現在のプレッジの野心レベルに関し、米国は、各国が2°C目標の範囲内にとどまれる経路は無
数存在すると指摘し、カンクン合意の実施で合意に達することが最善の出発点だと述べた。米国
は、連邦議会でのキャップアンドトレード法案可決努力が崩壊したことから、エネルギーや他の
問題に関する法的措置と規制措置の組み合わせを導入する計画であると紹介した。

比較可能性に関し、米国は、締約国が一つの算定基準で同意するとは考えられないと述べた。
同代表は、米国は基準年1990年ではうまく機能しないとし、国情に応じた別な措置が必要だと述
べた。同代表は、バリ行動計画(BAP)では努力の比較可能性に言及していること、その努力はGDP
や技術あるいは国情などの意味で別な定義づけが可能であることを想起した。EUは、単独の計算
方式とすべきでない点で同意した。同代表は、比較可能性は政治的判断の問題であり、責任や能
力、早期行動の問題とも結びつくと指摘した。同代表は、京都議定書での比較可能性の手法はう
まくいっていないと述べた。



遵守に関し、米国は、これは国内法上の問題だと述べた。EUは、京都議定書がその推進要素や施行要素とともに出発点となるとし、この問題は京都議定書の附属書B締約国に限ったものではないと述べた。

補足性に関し、EUは、20%目標のうちの4%は国際的なクレジットでの取得を期待しており、30%目標に動く場合はこれが9%に上昇すると述べた。非附属書I締約国努力に関し、EUは、異なるマトリックスを用いれば報告された活動を進められると指摘した。同代表は、締約国が2℃目標内での自国の立場を評価する上で、こういった問題を明確にするためにはワークショップが重要であると強調した。

40%削減目標への移行に関し、ノルウェーは、プレッジ明確化の重要性、ならびに柔軟性メカニズムや算定規則に関する問題の重要性を指摘した。

会合2: スイスは、2020年までに1990年比で20-30%削減という自国の約束について説明し、現在の予測では、余剰割当量単位(AAUs)の繰り越しは見込んでいないと述べた。同代表は、国際的な体制の中にバンカー燃料も入れる必要があると強調した。

セントルシアは小島嶼諸国連合(AOSIS)の立場で発言し、提示されたプレッジと、科学が要求するものとの間には、CO₂換算で年間5-9ギガトンという相当規模のギャップがあると強調した。同代表は、次のことを求めた：透明性の強化；LULUCF算定に関する共通規則；排出量、条件、京都議定書柔軟性メカニズムの利用規模を明確化するテクニカルペーパー；附属書I締約国の野心レベル引き上げのための行動計画。

ニュージーランドは、農産物輸出経済国として排出削減では大きな課題に直面していると説明し、2020年までに1990年比10-20%減という自国の目標は、次の点を条件とすると述べた：世界の平均気温の上昇を2℃までに制限する排出経路；先進国による相応の努力ならびに、途上国各国の能力に沿った行動；LULUCFに関する実効性ある規則；炭素市場の全面的作動。

ドイツは、現在の自国排出量が1990年比で26.5%減であるとし、2020年までに1990年比40%の排出削減が将来目標であると説明した。同代表は次のものを求めた：市場に確実性をもたらせる法的拘束力のある枠組；資金スキーム；フィードインタリフ；実施状況のモニタリング。

審議の中で、米国は、2020年の附属書I締約国全体の排出削減量分析に示されたAOSISの数値について疑問を呈した。米国は、数値範囲が極めて広いとし、範囲内の上限、下限の数値を用いるのは締約国全体の利益にもとると指摘した。AOSISは、海面水位上昇の予測は、予防的手法を反



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

映したものと指摘し、野心レベル引き上げの必要性を強調した。EUは、AOSISのデータの大半に同意であるとし、数値の「下をゆく」機会を歓迎した。

会合3: 午後の会合で、ロシアは、危機以前の経済成長レベルへ戻ることの重要視を強調した。同代表は、自国の温室効果ガス(GHG)排出量について、異なるベースラインやシナリオを紹介し、ロシアは2020年までに1990年比で14-28%減とする排出削減量を達成できると結論付けた。

インドは、持続可能な開発への公平なアクセスを可能にする2010-2050年の世界炭素予算はCO₂換算で300ギガトンであると説明した。同代表は、非附属書I締約国が得るべき将来の排出権は炭素換算で425ギガトンであり、一人当たりの排出量を固定して計算する場合、附属書I締約国の排出権は炭素換算でマイナス125ギガトンとなると述べた。同代表は、得るべき権利と利用可能な炭素規模のギャップが、資金および技術移転を決定する科学的な基準となると付け加えた。

スウェーデンは、同国が価格シグナルなどの政策でGHG排出量と経済成長をかい離させていると述べた。同代表は、2020年までに1990年比40%の排出削減とし、2050年までにGHGの正味ゼロエミッションを目指すとのスウェーデンの目標について説明し、このような野心的な国家目標は「経済的にも良い」と述べた。

日本は最近の自然災害が経済に与える影響に鑑み、気候交渉に引き続き貢献していく意思を表明する一方、救済や復興努力のため今後の気候変動政策での同国の立場には不確実性があると認めた。

ポーランドは、同国が経済成長とGHG排出量がかい離していつているとし、現在では1988年の排出量レベルより30%以上減少しているが、EUの効率レベルに合わせるには、さらなるエネルギー効率化が必要だと述べた。

オーストラリアは、2020年までに2000年比で5-15%という同国の排出削減目標に言及し、15%の削減量は、全ての主要経済国が排出量を大幅に抑制するとの世界的な合意を前提とすると指摘した。同代表は、CO₂換算で450ppmかそれ以下に抑えられるような世界的合意があれば、25%の削減目標も考えたと述べた。想定条件に関し、オーストラリアは、各締約国は用いるベースライン、目標達成のため利用する予定の国際的なオフセット量、目標達成の条件など、それぞれのクレジットについて明確にすべきだと述べた。

審議の中で、米国、EU、セントルシア、スイス、インドネシア、エジプト、ベネズエラは、次の問題を提起した：LULUCFの役割、先進締約国および途上国締約国間の相互作用の観点からみたオフセットの管理、持続可能な開発への公平なアクセス、余剰AAUsの利用に関する革新的



な手法。ブラジルは、将来の規則に関する不確実性をベースにした附属書I締約国の予測に懸念を示した。同代表は、プレッジの設定に京都議定書の現行規則が用いられていないと指摘し、途上国が何を行う可能性があるかに基づくプレッジは、「様子見」の姿勢を強めるだけだと警告した。ベネズエラは、カンクンでは新しい市場メカニズムの設置に関する決議が出されていないと強調した。同代表は、メカニズムに言及する締約国に対し、京都議定書の下で行うよう求めた。

インドは、炭素予算方式支持の研究を引用し、累積方式は本質的には後ろ向きであるとの見方を否認した。自国の政策設計や信頼性においてはMRVが中心的な役割を負うと指摘した。同代表は、プレッジに関し、多数の締約国が条件要素を共有している場合のプレッジについて作業するよう勧めた。同代表は、プレッジの策定では政治的な判断が一定の役割を果たすのはやむを得ないとし、このため不確実性がでてくるのはやむを得ないと述べた。京都議定書の現在の構成は地球の平均気温の上昇を2℃以下に抑えられると指摘し、合理的な結論は、いかにして全ての主要排出国を引き込むかであると述べた。ブラジルは、これに応じて、議定書第1約束期間の野心レベルは低く、これは構造上の問題だと答えた。

会合4: ボリビアは、地球の気温上昇を2℃までに制限するという目標とカンクン合意が提供する行動との不一致を強調した。同代表は、必要な排出削減量が達成されないなら、地球の気温は3-5℃上昇する結果になると強調した。同代表は、オフセットの二重計算の影響で、緩和努力が損なわれると強調した。

英国は、2050年までの排出量の経路を強調し、これは4つの予算期で構成される炭素予算で作成されたものだとし、最初の1期および2期の炭素予算は、一国でもEU ETSおよび国内努力だけで達成されると述べた。アイスランドは、再生可能エネルギーを100%近く展開しており、エネルギー生産における緩和ポテンシャルはほぼゼロに等しいと指摘し、LULUCFなど炭素隔離のポテンシャルに強調する一方、次の条件があると述べた：他の締約国と共同での目標設定；京都議定書、特にその第4条（共同での約束遵守）の継続または同様なアレンジ；決定書14/CP.7（約束期間において各プロジェクトが排出量に与える影響）の延長；共同での遵守に関するEUとの合意。

審議において、12か国以上の国が、オフセット、LULUCFの規則、ワークショップに焦点を当てるインプットを提出した。

EUは、適正な算定規則の重要性について、ボリビアに賛成し、オフセットの数字における相違点への理解を進めることに、関心を寄せた。ボリビアは、オフセットの数字やその利用が増大するなら、途上国の負担が公平な排出削減義務以上になると繰り返し、同代表は、AWGsの合流



は支持しないと付け加えた。エジプトは、このワークショップにおいて、規則ベースのシステム、ならびにこれらの規則を京都議定書の締約国および非締約国の両方の国家レベルで共有することで、意見が一致していることがわかったと指摘した。

閉会ステートメント：多数の国がこのワークショップや有用であったと述べた。米国は、オプションが附属書Iのガイドラインにどう影響するか、ワークショップの報告書に説明を記載するよう求めた。シンガポールは、この後のワークショップではまだプレゼンテーションを行っていない諸国に優先権を提供するよう提案した。ツバルは、全ての附属書I締約国がこのワークショップに提示されたと同様なデータを提供するよう提案した。

気候行動ネットワーク(CAN)インターナショナルは、このワークショップにおいて、交渉での3つの主要な問題が明らかになったと強調した：先進国目標の野心レベルの低さ；「創造性のある簿記 (creative book-keeping)」；京都議定書の既存の約束または国内予測より野心レベルの低いプレッジの効果のなさ。

共同議長のMuyungiは、このワークショップで提起された問題についてとりまとめ、共同議長がAWG-LCA会合での審議に提示する書面での報告書を作成すると確認した。

提出された緩和行動、そのもととなる想定条件、これらの行動の実施に必要な支援の多様性を理解し、途上国締約国での国情の違いやそれぞれの能力の違いに注目する、会合前ワークショップ

4月4日月曜日、締約国は、決定書1/CP.16の51項の要求に則り、提出された緩和行動、そのもととなる想定条件、これらの行動実施に必要な支援の多様性を理解し、途上国締約国の国情の違いやそれぞれの能力の違いに注目する会合前ワークショップを開催した。ワークショップでは Philip Gwage (ウガンダ)と Maas Goote (オランダ)が共同議長を務め、プレゼンテーションに続いて質疑応答が行われた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、COP 16が、提出済み国家適切緩和行動(NAMAs)に留意したことを想起した。(FCCC/AWGLCA/2011/INF.1) また同事務局長は、レジストリに関し、途上国締約国が支援を求めている行動に関し、情報を提供するよう途上国締約国に要請した。共同議長は、実施に関する補助機関(SBI)およびAWG-LCAに報告書を伝達してほしいとのブラジルの要請に関し、合意を進めることに賛成した。

会合1：メキシコは、NAMAsに関する3段階の手法について議論した、これには2000年を基準年とし、2050年までに50%以下の排出削減を行うことも含まれた。同代表は、住宅、輸送、セメ



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

ント、鉄鋼部門でのNAMAsのポテンシャルに注目し、行動に対する資金供与では、国内、国際、クレジット提供メカニズムが利用されると指摘した。

中国は、NAMAsは自主的なものだと強調し、次の行動について説明した：2020年までに自国のGDP単位当たりの排出量を2005年比で40-45%低減する；一次エネルギー消費量に占める非化石燃料の割合を2020年までに15%まで引き上げる；2020年までに、森林面積を2005年比で4千万ヘクタール増加し、森林貯留量を13億立方メートル増加する。同代表は、中国はクリーンエネルギーへの投資では世界第一位だと強調した。

ガーナは、同国がCOP 15以降55のNAMAsのリストをUNFCCCに提出したと想起し、5つの優先的NAMAs分野での追加分析作業について説明し、この中には、調理用の燃料や持続可能な森林管理も含まれると説明した。同代表は、NAMAsにとり、さらには持続可能な森林管理や森林の炭素貯留量増加(REDD+)の報告におけるGHGインベントリの重要性を説明し、同国はNAMAsの作成および実施に関し技術援助財政支援を受ける用意があると付け加えた。

インドは、自主的な緩和行動の概要を説明し、2020年までに農業部門を除いたGDP当たりの排出原単位を2005年レベルより20-25%削減するのが目標であると説明した。同代表は、4億7千万人の国民を貧困から引き上げるという開発面の必要性に直面しつつ、排出量原単位を下げることの困難さを強調した。

インドネシアは、NAMAスキームの計画について説明し、この計画は26%の国内行動、15%の国際的な行動、そして41%の市場に支えられる行動で構成されると述べた。

プレゼンターは、EU、ニュージーランド、スイス、ネパール、オーストラリア、ノルウェー、米国、セネガル、ケニアからの質問に対し、次の点につき回答した：公共部門資金および外国炭素資金の混合割合に関する期待感；経済成長の想定条件；NAMAs作成支援に対する期待感；市場メカニズムの利用；炭素算定手法；NAMAs作成に関する制度上のアレンジ。メキシコは、2020年およびそれ以降に関しては民間部門が大きな役割を果たすことを期待すると述べ、MRVの制度などの制度アレンジについて説明し、短期的緩和行動を評価する専門グループで構成されると述べた。同代表は、新たな市場メカニズムの利用を希望した。中国は、2010-2018年のGDP成長目標が7%であると説明し、炭素原単位の範囲と定義を確立するインベントリデータは、まだ作成途中であると説明した。ガーナは、NAMAs作成に対する援助が求められると述べた。



会合2: 韓国は、自国のグローバルグリーン成長制度に焦点を当て、新たな5か年実施計画を提示し、この計画では、大規模排出源への対応努力に重点が置かれると述べた。同代表は、2010年までにBAUより30%排出削減という目標を繰り返した。

ペルーは、非森林化が2000年の排出量の47%に相当すると指摘、2021年までにLULUCFからの排出量を正味ゼロにするとの目標について、説明し、これは、一次森林5400万ヘクタール分の保全に相当すると述べた。

ミクロネシア連邦はAOSISの立場で発言し、小島嶼後発途上国は、炭素ニュートラリティー、基準年からの絶対量削減、既存の努力の強化に貢献する用意があると報告した。同代表は、資金面、技術面、制度面での課題を説明し、柔軟なMRV報告要件の必要性、キャパシティビルディング強化の必要性に言及した。同代表は、行動のための資金およびレジストリは、可能な限り速やかに行われる必要があると強調した。

シンガポールは、自国の化石燃料依存度の高さに触れ、太陽光など土地への依存度の高い再生可能エネルギーを展開することの困難さについて説明した。同代表は、法的拘束力のある合意がなされるなら排出量を16%削減するとの緩和約束について説明し、2020年にBAUレベルより7-11%削減するとの中期作業を紹介した。

カタール、スイス、米国、EU、エジプト、インドネシアは、化石燃料の輸入、BAUの想定条件、国際輸送による排出量に関し、質問を行った。韓国とAOSISは、経済発展と化石燃料の依存度との切り離しが重要であると強調した。韓国は、自国のBAUについて、2020年の成長率を4.2から3.6%に引下げと想定したと述べ、シンガポールは3.5%の成長率を想定していると述べた。

会合3: 午後、南アフリカは、2020年までに34%、2025年までに42% BAUからかい離する、ただし野心的な法的拘束力のある合意がなされるのを条件とするという自国のプレッジを想起した。同代表は、NAMAsに必要な援助のレベルに関し、再生可能エネルギー促進、産業効率、炭素回収貯留、電気自動車などのオプションの限界コストの概要を説明した。

オーストラリアは、ワークショップで「大雑把な内容 (gritty detail)」が提示されたことを歓迎し、途上国にはグリーンな成長の未来に向け一足飛びに進む機会があるとの観測を示した。同代表は、締約国に対し、現在あるプレッジを守るよう求め、行動について国内援助、国際援助で差異化し、附属書でソートするよう提案した。マーシャル諸島は、2020年までに2009年比で40%炭素の排出を削減する計画を紹介し、国際援助により異なることになることになると述べた。



バングラデシュは、後発発展途上国は経済成長を必要としていると指摘し、低炭素計画の展開に関する自国の約束について論じた、これには電力、輸送、農業、林業、廃棄物管理の各部門における効率化など、低炭素新技術によるものも含まれる。ブラジルは、NAMAsは各国の政策から得られるべきであり、効果的なものとし、先進国からさらなる支援を期待できる立場に立たせるものであるべきだと強調した。同代表は、自国では緩和行動に対する資金面、技術面の援助を期待していると述べ、ブラジルは、REDD+および農業に関する南—南協力の機会を生み出していると強調した。

審議中、インドネシア、ノルウェー、オーストラリア、米国、スイス、ツバル、EUが課題を提起した、この中には次の項目が含まれる：支援を受けるNAMAsと受けしないNAMAsとの区別、ならびにレジストリの役割に関しさらなる作業の必要性；BAUシナリオおよびベースラインの計算；NAMAsに対するもっとも有用な国際支援の特定；資金面の制約と条件。

マーシャル諸島は、資金アクセスでの制約条件を強調した。南アフリカは、全てのNAMAsが支援をうけるべきで、資金源の混合内容が交渉の対象であるというのが自分の理解であったと述べた。南アフリカは、全てのNAMAsが自動的に実施されるが、実施の程度は支援により異なると述べた。同代表は、「支援を受けた」NAMAsと「支援を受けない」NAMAsとを定義づけようとする動きに対し警告した。南アフリカは、レジストリを行動と支援の両方を記録する緩和メカニズムとし、公表された2020年目標および2025年目標の定期的なレビューは意図していないと述べた。ブラジルは、地方の利害関係者は国内行動を優先すべきだと指摘した。

会合4：地球環境ファシリティ(GEF)は、緩和優先策に関し利用できる支援のタイプについて紹介し、GEFの第5回資金補填(GEF-5)の戦略目的を指摘し、これには、途上国および経済移行国による低炭素開発経路採用への支援も含まれると述べた。同代表は、GEF-5は次の作業を支援できると述べた：長距離排出シナリオ；緩和機会とコスト；MRV手法論；セクター別アプローチのパイロット計画。

CANインターナショナルは、長期的な低排出開発戦略の観点からNAMAsを作成する必要があるとし、財政支援とキャパシティビルディングは先進国の「二重の義務」を構成すると述べた。

閉会会合の議論で、大半の締約国がこのワークショップの有用性で同意した。シンガポール、オーストラリア、スイス、ツバルは、プレッジを行っていない途上国のプレゼンテーション、および非締約国専門家のプレゼンテーションを将来のワークショップに含めるよう提案した。ツバルは、各国のプレゼンテーションで得られた情報をUNFCCCのウェブサイトでは照合するよう求めた。



韓国は、NAMAsのコストとグリーン気候基金の能力との差異を指摘した。米国は、このワークショップにより透明性が高められたとし、ワークショップ報告書のAWG-LCA送付を提案した。

閉会ステートメント：共同議長のGooteは、このワークショップを次のように集約した：

- NAMAsおよび各国の国情は膨大な多様性、これには制約条件や機会も含める
- 持続可能な開発、グリーンな成長、食糧安全保障、貧困からの脱却など、駆動パラダイムへの言及
- 排出制限および削減の数量約束（QELROs）
- 原単位目標、再生可能性、森林面積、エネルギー効率、絶対削減量など、目標の多様性
- 適用される制度およびツールの多様性
- 利害関係者の参加を得る必要性など、長期のシナリオ
- 資金、ベースライン設定にまつわる困難、手法論、南-南協力、社会経済における課題など、障壁および課題
- 特定のテーマやガイダンスを用い、将来のワークショップに焦点を当てる必要性

将来のワークショップに含めるべき問題として、次の問題が特定された：MRV；レジストリの役割；NAMAsとガイドラインの定義；BAU、ベースライン、想定条件；支援を受けたNAMAsと受けないNAMAsの解釈をめぐる論争。ブラジルは、ワークショップ報告書をAWGsおよびSBIに回覧することに関し、議論が進行中であると指摘し、AWG-LCAでの議論を提起すると指摘した。

技術メカニズムに関する専門家ワークショップ

2011年4月5日月曜日と6日火曜日、締約国は、技術メカニズムに関する専門家ワークショップに参加した、このワークショップの目的は、運用に向けた作業を開始することであった。月曜日、締約国は、技術移転に関する専門家グループ(EGTT)の準備作業、ガバナンス構造と委託条件、新しい気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の選抜プロセスと評価基準について議論した。火曜日午前中、締約国は、技術メカニズム内のリンクおよび他の制度アレンジとのリンクについて議論した。

月曜日午前中、AWG-LCA議長のDan Reifsnyder（米国）は、ワークショップの開会を宣言し、技術メカニズムは、適応行動および緩和行動を達成する、強力な新しいツールになりうるとし、締約国は2012年にこのメカニズムを運用すべく段階を踏む必要があると指摘した。



事務局は、UNFCCC事務局長のChristiana Figueresに代わり、カンクンでのメカニズム設立合意を歓迎し、締約国に対し、この制度を運用可能にすべく、モメンタムを維持するよう求めた。同代表は、ワークショップが締約国のやり残したところに取り組み、進め方に関する意見交換を行う機会であると述べた。

ワークショップ進行役のJukka Uosukainen (フィンランド)は、技術執行委員会(TEC)およびCTCNとの関係、委託条件、ガバナンスの構造、CTCN設置場所の選択に関する提案手順および基準、TECおよびCTCNの追加機能を議論するというワークショップのマンデートを想起した。

2012年に完全運用される技術メカニズムの設計：技術メカニズムの運用方法— EGTT準備作業の結果：EGTT前議長のBruce Wilsonは、EGTTの技術メカニズムに関する予備的作業で得られた教訓を提示した、これはEGTTの内部ワーキングペーパーに記載される

(UNFCCC/EGTT/2010/13)。前議長は、製品やサービス、パートナーシップを実現できる運用方法、ガバナンス、組織構成を特定した。前議長は、対応すべき問題には次のものが含まれると述べた：独立性と信頼のバランスをとるアレンジ；法律上の問題；ネットワークに係るガバナンスの問題；資金調達。前議長は、CTCN設置国の選択に関し、参加性および競争性のある選抜プロセスの重要性を強調した。

CTCN – ガバナンスの構造と委託条件：米国は、途上国による低排出および気候に対し強靱な開発を強化するプロジェクトや戦略の策定を支援することがCTCNの目的であると定義した。同代表は、気候技術センター(CTC)は次のものであるべきだと述べた：ツールや実施方法に関する技術情報の「最初の窓口」である；各国における、オプションやニーズ、政策面の障壁の特定や評価を助ける；地域内およびセクター別の専門家の世界的なネットワークへのアクセスを提供する。米国は、次の可能性を提示した：専門家による対応チームがネットワークによる国内視察実施で得られた支援を提供し、プロジェクトおよび政策提案のキャパシティビルディングを提供する；地域、国、問題ごとの訓練を行い、能力向上を図る；資金源を識別し、資金援助を行う。前議長は、CTCの提供するサービスを全て無料にすべきでないと提案した。

インドは、プロジェクトの開発を、途上国からの要請で開始するプロセスを考えており、その後、CTCが、その要請にこたえる最適な組織および専門家に対し、プロジェクト準備作業を支援するネットワークを自ら組織して対応するよう求め、必要な場合はキャパシティビルディングそして/または発明に対する支援も提供する。前議長は、途上国に対し、CTCの制度上の必要性を



決定する根拠を提供するとみられる要請のタイプと分量について、早期に概要を示すよう求めた。インドは、TECは運用上の見逃しを示し予算や監査を行うべきだと述べた。

EUは、CTCの推進役としての役割を紹介し、明確かつ効果的な制度構成を有し、小規模で費用効果の高いチームを設立する「軽い」CTC構造を提案した。同代表は、新しい制度を作る必要はないと指摘し、CTCをネットワークのメンバーと締約国との調整機関とみなす考えを示した。

ボリビアは、CTCは次のことを行うべきだと述べた：地域の状況に適応する；技術の取得および発明を促進する；技術移転の障壁、特に知的財産権(IPRs)に関する障壁を排除する；内的な能力を強化する；独立した評価を支援する。同代表は、各国の法人組織のリーダーシップの下で、ボトムアップアプローチをとるべきだとも述べた。

オーストラリアは、CTCNは次のような組織であるべきだと述べた：国家主導のもの；各国の国情に適応し、対応するもの；投資に必要な条件を高める。同代表は、CTCNは、TECからは独立した組織であるべきだが、COPに対し責任を有する組織であるべきだと強調した。

グレナダはAOSISの立場で発言し、TECとCTCは、両組織とも、社会的発展を目的とした技術移転を量的に増大させる使命を負うべきだと述べた。同代表は、必要な資源レベルを得るには、CTCと資金メカニズムの関係を統合することが重要だと強調した。同代表は、CTCNのガバナンスをTECのそれから独立させるよう提案した。

バングラデシュは、CTCのガバナンス構造は、技術開発および移転に関する戦略的指針を示す専門家グループとこれを支える事務局とで構成されるべきだと述べた。同代表は、全ての国連規定地域に、地域CTCsを設置すべきだと述べた。同代表は、国レベルについて、途上国は地域CTCと協力する技術開発および技術移転のためのCOEを設置する、もしくは特定の組織を認定すべきだと述べた。同代表は、資金面は緩和と適応のバランスをとるべきだと強調した。

日本は、CTCは、技術移転の効率的な実施を可能にし、途上国のニーズおよび要請に対応するため、外部専門家を活用する効果的な門番の機能を持つべきだと述べた。同代表は、利用可能な技術および専門家を識別する地域アプローチを提案した。同代表は、CTC統治理事会をTECから分離し、先進国と途上国の代表、ビジネス界の組織、多国間開発銀行、TEC議長、CTC専務理事をメンバーとすることを希望した。

審議中、締約国は次のものを含める広範な問題について議論を交わした：技術移転に資源を集中させる；地域センターは技術別のものにすべきか、それとも全ての技術を含めるものにすべきか；地域レベルおよび国際レベルと協調する国レベルのCTCs設置；機能集中対効率および効果。



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

米国は、バングラデシュのモデルと国内制度とのハイブリッドとし、プロジェクトの開発およびCTCからの援助申請を調整する可能性を強調した。バングラデシュは、このプロセスはボトムアップとトップダウンの両方であるべきで、TECが政策の方向性を出すべきだと指摘した。インドは、各国が（プロジェクト）特定し、開発し、CTCに申請を出す国内プロセスを設置する必要があるとし、CTCは比較的少人数のケースマネージャーのグループにし、ネットワークメンバーからパートナーとなる可能性があるものと、コンソーシアムを築くべきだと述べた。同代表は、こうすることで、官僚構造を軽くし、最善の専門家にアクセスでき、特定されたニーズに迅速に対応できるようになると述べた。CANインターナショナルは、キャパシティビルディングの必要性を強調した。

午後、Consultative Group on International Agricultural Research (CGIAR)は、気候変動の農業への影響を調べる専門家ネットワーク構築での経験についてプレゼンテーションを行った。同代表は、ネットワークの非公式な特性を強調し、正式な法的立場はないと指摘した。同代表は、学んだ教訓について、ネットワークは大きな影響を与えうるが、システム設計は簡単なものとし、事務管理上の必要事項を最小限に抑え、法的合意を作成する前に、大枠での原則について合意を得ておく必要があると指摘した。

UNEPは、技術センターやネットワークに関する展望を示し、センターやネットワークを成功させるに上での必要な属性として次のものを挙げた：財政上の安定と予測可能性；焦点を定めること、および成果を計測する方法；野心に沿った規模。同代表は、CTCNは途上国の特定のプロジェクトに技術支援を集中させ、戦略計画や健全な政策構造に注目するなら、最も高い効果を挙げられるだろうと提案した。同代表は、2つの重要問題に対応すべきだと述べた：一つはネットワークメンバーが提供するサービスに対し、どう報いるか；もう一つは、情報技術やコミュニケーション技術の発展が、いかに効果的かつ低コストでサービスを提供できるかである。

技術メカニズムの全面的運用に必要とされる関係機関およびイニシアティブ間のアレンジに関するパネルディスカッションでは、次の問題など、広範な問題が議論された：地方分権的ボトムアップ手法；民間部門の役割；国レベル、地域レベル、国際的レベルの相互作用；マルチレベルなガバナンス。

ボトムアップ手法に関し、インド技術研究所のAmbuj Sagarは、国レベルのセンターは重要な推進母体として行動し、次のことを行うことができると強調した：多様なプロセスを利用者に合わせたものにする；各地の技術面でのニーズや状況に合わせる；資金源、技術資源を調達する。



South CentreのMartin Khorは、国レベルのCTCで、部門ごとの技術ニーズを明らかにし、国内の政策立案プロセスを通すよう求めた。

民間部門の参加に関し、持続可能な開発に関する世界ビジネスカウンシル(WBCSD)のJean-Yves Caneillは、あらゆるレベルでの民間部門の重要性を強調した。同代表は、民間部門はネットワークの構築に参加する用意があると述べた。

マルチレベルのガバナンスおよび制度構築に関し、国際エネルギー機関のRichard Bradleyは、次のツールや技法を用いた場合の効果を指摘した：合意の実施；民間部門の参加；独自の意思決定。同代表は、既存のネットワークの利点を活用するよう提案した。

CTCN – 選抜プロセスと評価基準：EUは、適切なCTC立地場所の選択で考慮に入れるべき項目として、次のものを挙げた：CTC機能の解釈；組織管理構造；専門性や知識の実証；民間部門の参画；推定コスト。

インドは、CTCは、経験や介入の傾向をわきまえ、成功を繰り返す必要があると述べた。同代表は、この組織は技術開発や技術移転の経験、発明や協調的行動の遂行、プロジェクト管理を必要とするとして指摘した。可能なホスト国に関し、同代表は、経験や能力、そして自身の資源を投資する意思を実証すべきだと述べた。バングラデシュは、途上国がどのようなタイプのプロジェクトを必要としうるかについての途上国からのインプットを求めるプロセスは全て、その対象範囲を固定すべきでなく、後発発展途上国 (LDCs)の能力も考慮に入れるべきだと強調した。米国は、今後の需要の展開に関し、明確な感覚を養う一方、技術の固定化（ロックイン）を避け、可能なホスト組織に関する供給側の一連の情報を集めるよう求めた。

EUは、中央集約型の制度を構築するよりも、ネットワークに焦点を当てるべきだと述べた。

日本は、何が期待できるかを知るため、技術ニーズ評価(TNAs)の情報活用を支持し、CGIAR方式のネットワークを求める場合は、新しい制度とするほうが最善かもしれないと指摘した。インドは、CTCの調整役としての役割について安定性を期すため、グリーンな気候基金の資金を得るようにすべきだと強調した。

技術メカニズム内の技術リンク、および他の制度アレンジとのリンク：火曜日朝、進行役のUosukainenは会合の開会を宣言し、信頼性と柔軟性のバランスを見出す必要があると指摘した。

EUはこのメカニズムにより、情報の流れがスムーズになり、COPはTECの提案に関する決議を行え、これにより地方の政策助言と切り離すことができると強調した。同代表は、UNFCCCの補



助機関、CTC、ネットワークがそれぞれ相互に報告しあい、TECが両補助機関に報告するとともに、COPにも直接報告することが考えられると述べた。

中国は、資金メカニズムの中に技術移転専用の資金窓口があるべきだとし、TECが資金メカニズムのレビュープロセスについて提案を行うべきだと強調した。報告の筋について、同代表は、CTCNはTECに対し責任を負うべきであり、TECはCOPに報告すべきだと述べた。同代表は、さらなる機能を検討すべきだとし、次の項目を挙げた：技術の流れの速さ、広がり、範囲、規模の評価；途上国に対する技術支援のMRV；IPR問題の解決策検討。

エクアドルは、TECの政策機能には次のものを含めるべきだと述べた：公開されていない環境技術について無償での特許の提供；グリーン気候基金そして／または他のUNFCCCの資金源全体を通じた分散化；内生技術の促進；新技術および既存技術に関する専門性の共有；研究開発面でのニーズへの対応。同代表は、可能にする機能には次のものを含めるべきだと述べた：技術移転と交換のアレンジ；資金源の特定；制度アレンジの構築；技術のニーズの評価。党代表は、途上国における技術の普及に対するIPR面での障壁を指摘し、途上国は、気候にやさしい技術を可能な限り受け取りたいとする一方、貢献も希望していると述べた。

南アフリカは、遺伝子工学およびバイオ技術の国際センターをモデルとして注目し、TECが監督し、CTCに指針を与え、多数のCTCsが関係する地方の制度とともに国レベルで機能する技術メカニズムの制度アレンジを考えた。同代表は、次の項目を含めるTECの追加機能について説明した：作業計画案およびCTC予算の検討；承認された作業計画の実施レビュー；統治組織に対する報告および提案の提示；CTC作業計画の中長期的なポテンシャルの明示。

ワークショップ進行役のUosukainenは、参加者のコメントを求めた。ブラジルは、資金とガバナンスに関し、新たな意思決定レベルを作ることに警告を発した。米国は、資金メカニズムに「適応」技術および「緩和」技術の窓口が提案されていることに疑問を呈した。インドは、緩和または適応の活動は、実施段階で現実のそして現在の利益があるが、技術メカニズムは準備活動を支援するものだと説明した。ウガンダは、IPRsおよび民間部門の役割に関し、広く普及している技術と、認可の交渉が必要となる可能性が高い技術との違いを区別するよう求めた。米国およびEUは、IPRsは障壁ではないと述べ、UNFCCC内での自主的な協議メカニズムに関するビジネスおよび産業の提案を歓迎した。グレナダはAOSISの立場で発言し、締約国に対し、日本、米国、フランスの海洋熱エネルギー技術にアクセスする方法を検討するよう求めた。COP 17までの意思決定に関し、EUはCTCに関する用語の推敲を求めた。議長は、次の必要性を指摘した：UNFCCC



の政策ニーズに役立つとともに、途上国の運用上の必要条件も満たすようなメカニズム；
 UNFCCCとのリンクに関しさらに議論を重ねる。

AWG-LCA 14およびAWG-KP 16

歓迎式典

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、2011年4月5日火曜日の午後、バンコクでの国連気候変動会議の開会を宣言し、日本での地震および津波の犠牲者に黙とうを捧げた。同事務局長は、妥協の雰囲気求め、カンクンでは突破口が開けたが、それでも多くの作業が残されているとし、カンクン合意の全面的な実施は気候変動への対応の第1歩に過ぎないと述べた。

国連アジア太平洋地域経済社会委員会(UNESCAP)のNoeleen Heyzer事務局長は、締約国に対し、途上国での気候変動の悪影響増大に取り組むことの緊急性の感覚を新たにするよう求めた。同事務局長は、次の措置の重要性を強調した；リスク軽減措置；強靱な社会の構築；低炭素グリーン成長に向けた地域アプローチの追及。

タイの資源環境担当大臣Suwit Khunkittiは、カンクンでの約束は気候変動の悪影響を防止するには不適切だと述べた。同大臣は、先進締約国に対し、排出削減の先陣を切るよう求め、COP 17では途上国による NAMAs達成を助けるような資金援助、技術援助の約束を実現すべきだと強調した。

京都議定書附属書I締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ

AWG-KPの第16回会合は、2011年4月5日火曜日の午後に開会された。AWG-KP議長のAdrian Macey (ニュージーランド)は、京都議定書附属書I締約国の更なる約束に関するカンクンでの決議（決定書1/CMP.6）およびLULUCFに関する決議（決定書2/CMP.6）に注目し、これらの決定書では、第一約束期間とその後約束期間の間にギャップが内容にするため、できるだけ速やかに、第二約束期間に関する合意を採択するとの目的を繰り返した。

作業構成書：AWG-KP議長のMaceyは、議題書および作業構成書(FCCC/KP/AWG/2011/1 and 2)の採択を求めた。ツバルは、モントリオールでのCOP/MOP 1以来、作業構成書は「行き場のない」議論を生んできたと指摘し、LDCsを代表して発言したガンビア、さらにはボリビアもこれを支持した。同代表は、第1約束期間と第2約束期間の間に何等のギャップもないようにするとの一つの議題項目を提案し、「議定書の下での義務を続ける意思のないものは、この部屋から出ていく



よう丁寧かつ敬意をもってお願いする」と述べた。AWG-KP議長のMaceyは、このことは、議定書の附属書I締約国の更なる約束に関する議題項目の下、作業構成書の下で議論できると指摘した。

開会ステートメント：開会ステートメントで、アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、附属書I締約国はそれぞれの野心レベルを緊急に引き上げる必要があると強調し、LULUCFの算定規則および柔軟性メカニズムなど、保留事項について最終決定をする必要があると強調した。同代表は、約束期間の間のギャップ回避を強調し、ダーバンでのCOP/MOP 7 にいたる交渉プロセスを透明性があり、公平なものにするよう求めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、京都議定書の下での第2約束期間は、世界の行動の礎石となるものだとし、附属書B締約国は2°C気温目標と合致する約束に引き上げるよう求めた。グレナダはAOSISの立場で発言し、COP 17では2013-2017年という第2約束期間に関する決定書の採択を求め、バンコクでは、間近に迫った第1約束期間終了により生じる法的な問題を議論し、第2約束期間との継続性を築くためのオプションを検討するグループを設置するよう求めた。

EUは、だれもが、世界規模で野心的、かつ拘束力のあるポスト2013年体制に向け、早急な進展を図り、その設立を急がなければならないというプレッシャーを感じているとし、一つの法的拘束力のある制度を希望すると繰り返し、EUは全ての主要経済国が参加する世界的な枠組みの一部であるなら、議定書の下での第2約束期間を考える意思があると再確認した。同代表は、既存の構造を保持し改善する明確かつ安定した規則を求め、柔軟性メカニズムの継続、LULUCFに関する建設的な議論、AAUsの繰り越し、メカニズムの改善と算定規則の改善、新しい市場メカニズムの基礎の構築を強調した。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、締約国は技術的な問題に移る前に、京都議定書の継続という約束を確認する議論を終わらせるべきだと繰り返した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、AWGの両交渉トラック間には強いリンクがあると強調し、広範な観点での議論なら効率が高まると強調した。同代表は、第1約束期間以降も緩和約束をする意図があると述べた。

グアテマラは中米統合システム(SICA)加盟国の立場で発言し、LDCsの立場で発言したガンビアとともに、京都議定書の下での第2約束期間に関し合意することが不可欠だと述べた。スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、カンクン 合意の実施に焦点を当て、特に約束期間の間にギャップがないようにするよう求めた。



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

パプアニューギニアは熱帯雨林諸国連合（Coalition of Rainforest Nations）の立場で発言して REDD+の役割を強調し、ALBAの立場で発言したベネズエラとともに、京都議定書の継続を主張し、ダーバン会議までが約束期間の間のギャップを回避するラストチャンスだと強調した。エジプトはアラブグループの立場で発言し、AWG-LCAにおけるいかなる合意も京都議定書の継続が条件となると述べ、2つの交渉トラックを分離しておく必要があると指摘した。

メキシコは、第2約束期間の議論はダーバンで成果をあげるような構造にすべきだとし、LULUCFならびに約束の定義づけ行動に関する追加の議論を支持した。同代表は、カンクン合意の実施を求めた。

日本は、自国は地震および津波の被害者救済に集中努力する必要があるとし、日本の気候変動政策への影響を評価するのは時期尚早だと付け加えた。同代表は、全ての主要な排出国が参加する、単一の公平かつ効果のある単一の国際的な枠組みを早期に設立するとの日本の目標を繰り返す、議定書の第2約束期間に関する日本の見解に変更はないと指摘した。

議事進行上の問題に関し、ツバルは、議題書および作業構成書の採択について、発言しようとしたが、認められなかったと述べた。同代表は、現状のままでは議題書を支持できないことを記録するよう要請し、京都議定書の継続に関する政治的な約束を求め、技術的な議論に入る前に第2約束期間の目標を取り上げる意図があるとのステートメントも求めた。ツバルは、AWG-KPの成果はAWG-LCAでの議論を条件とするとの示唆を拒否した。

サウジアラビアは、多国間プロセスの将来に関し、政治的な決定を求めた。同代表は、「KP（京都議定書）をするかしないか、それが問題だ」と付け加えた。インドは、COP 17の成功のカギは次の3つの重要問題だと強調した：第2約束期間；附属書Iの約束の野心度強化；プレッジのQELROsへの変換。フィリピンは、京都議定書は「集中治療室」に入っている状態で「酸素吸入ではなく二酸化炭素の吸入が行われている」との話を廊下で聞いたと報告した。

中国は、BAPの完了をこれ以上遅らせるべきでないと指摘し、以前の立場に立ち返ることを警戒し、京都議定書の継続はカンクン合意で求められていると述べた。

国際排出量取引協会は、ビジネスおよび産業の非政府組織(NGOs)の立場で発言し、ビジネス社会は、特にクリーン開発メカニズムおよび共同実施において、約束期間の間にギャップが生じないことを希望していると確言した。CANインターナショナルは環境NGOs(ENGOs)の立場で発言し、締約国に対し、次のことを求めた：ギガトンのギャップの縮小；抜け道をふさぐ；LULUCF規則を強化し信頼性を高める；二重計算の防止。汎アフリカ気候正義同盟（Pan African Climate



Justice Alliance) はENGOSの立場で発言し、先進締約国は相当規模の排出削減活動を行うべきだと強調した。Tebtebba Foundationは先住民の立場で発言し、締約国に対し、特にLULUCFと信頼性の問題を明確にするよう求めた。

都市および地方政府連合 (United Cities and Local Governments) は、地方政府および行政当局の立場で発言し、利害関係者として地方政府の構成員も含めるよう求めた。Gender CC-Women for Climate Justiceは女性および性差別問題NGOsの立場で発言し、気候変動の研究では性差別問題への認識が欠けていると嘆いた。ネパールのNeighbour Organizationは若者の立場で発言し、法的拘束力のある野心的な目標を設定しないことは許されないと述べた。

附属書I締約国の更なる約束：この問題は火曜日のプレナリーで最初に取り上げられ、この1週間を通して、AWG-KP議長のMaceyとAWG-KP副議長のMadeleine Rose Diouf Sarr (セネガル)が進行役を務めるコンタクトグループで議論された。Macey議長は、会合前の事前協議やオープニングステートメントで明らかになったとおり、交渉には一定の壁が存在しており、この中には次のものが含まれると指摘した：第2約束期間に関する合意；附属書I排出削減量の野心レベル；プレッジのQELROs変換。同議長は、このコンタクトグループで「文章の各要素の封印を解き」、交渉の進展を図るため多数の締約国が求めている法的問題の議論を行うと述べた。

AOSISは、コンタクトグループの結成を支持する一方、議論では、技術的な議論を繰り返すのではなく、「第2約束期間に向け政治的約束の封印を解く」べきだと強調し、この段階を踏まないなら、別なグループを結成しても役に立たないと付け加えた。

コンタクトグループでの議論は、AWG-KPの問題での進展を図る方法が中心となり、特に未解決の技術問題解決や第2約束期間に関する政治的約束についての広範な議論などに焦点があてられた。

水曜日のコンタクトグループ会合で、AWG-KP議長のMaceyは、議論の進行を図るため、議長が提出した疑問点の論議から始め、次に今回会合の残り時間での作業構成書を取り上げるよう提案した。

ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、数値に関する交渉は、第2約束期間に関する政治的な議論と比べ、二次的なものだと言った。同代表は、政治的な意思さえ示されれば、「当の昔に」解決していたはずの技術的問題を議論するのは「無用なのは明らか」と強調した。

ツバルは、技術的議論のおかげで交渉は「堂々巡り」になっていると強調し、作業構成に関する議長の手法には賛成できないと言った。同代表は、約束期間の間にギャップが生じないことに



焦点を当てて交渉すべきだとし、AWG-KPは6月の会合でマンデートを作成し、京都議定書の継続についての各国の意図を明確にすべく作成される成果を承認できるようにすると付け加えた。

セントルシアはAOSISの立場で発言し、第2約束期間に関し「最終的に」明確化するよう求め、そうすれば技術的な問題に関する追加議論に枠組みを与えることができるとし、交渉を進める政治的な意思を示すことに焦点を当てる必要があると強調した。ウガンダ、アラブグループの立場でエジプト、サウジアラビア、タイ、バングラデシュ、中国、フィリピン、東チモール、ベネズエラ、ボリビア、ガンビア、ペルー、AOSIS、コロンビア、スーダンは、政治的な約束を優先して議論することを支持した。ツバルはアラブグループとともに、締約国がAWG-KPの成果はAWG-LCAを条件とするとの見解を持ち続けるなら、交渉に影響が出てくると指摘した。中国は、京都議定書の約束を守る意思のない国は、さらなる条件を出すのではなく、実際の政治的な意思を明らかにし、交渉を前進できるようにすべきだと述べた。

ボリビアは、途上国はすでに附属書I締約国以上の努力を行っているとは指摘し、先進国締約国は他の諸国がどういう行動をとる用意があるのか静観する必要があるとの見方を否定した。マーシャル諸島は、規則に関する合意が必要だとし、これは規則が気候レジームにおける環境の十全性を確保するカギになるからだと述べる一方、第2約束期間での条件を明確にする必要があると述べた。同代表は、京都議定書の存続を確実なものにするため、政治的な約束を明確にし、それをプレッジおよび関係のQELROsに変換することをめざし、焦点を絞った、集中審議を行う会合に向け議論を進めるよう提案した。

スイスはプレッジのQELROs変換方法の明確化には何が必要かという疑問点を議論するのが、交渉に焦点を当てるもっとも有益な方法だと述べた。同代表は、京都議定書の約束に関する議論の再燃でカンクン合意を「元に戻す」つもりはないと指摘し、締約国は特定の数値に合意する前に技術的な規則を理解しておく必要があると指摘した。スイスは、EUおよびノルウェーとともに、カンクン合意というのは第2約束期間設置に関し共通の理解を与えるものだと強調した。ノルウェーは、約束の後で規則が決定されるなら、約束が弱められる危険があると警告した。EUは、約束期間のギャップを回避する意図があると強調し、技術的な問題での進展が、第2約束期間へ向け動くために必要な政治的回答の一部をなすと強調した。同代表は、京都議定書の規則が決められた後、約束がいかに弱められてきたか、振り返ってみよう締約国に求め、「豚肉にする前の豚を買う、言い換えるなら、第2約束期間の対象となる規則が決められる前に、第2約束期間に賛成するリスクは冒さない」と付け加えた。同代表は、数値と規則は同時に決められるべきだとし、



数値は必ずしも野心レベルに対応するものではないと強調し、これは数値が野心的かどうかは規則で決められることを意味すると強調した。

ニュージーランドは、締約国は政治的な意思を明確にしており、一部のものは第2約束期間への参加を考える意思があるが、他のものはその意思がないとし、この問題は「見て見ぬふりをされている (elephant in the room)」問題だと述べた。同代表は、附属書I締約国が約束している野心レベルの基礎となる京都議定書の規則に立ち戻り、再度議論の枠づけをし、別な規則を選択する場合、野心レベルにどう影響するか調べることを提案した。

議長はMaceyは、現在の懸念材料を取りまとめ、これには次のものが含まれると述べた：京都議定書の継続性；約束期間の長さの数；妥協；緩和約束の比較可能性。同議長は、保留されている技術的な問題の解決を図るべく、スピノフグループの会合開催を提案した。締約国は、自国のグループと協議する必要あるとし、Macey議長は、AWG-KP副議長のDiouf Sarrに対し、協議を続けるよう求めた。締約国は、検討し再度会議することで合意した。

木曜日、AWG-KP副議長のDiouf Sarrが議長を務めるコンタクトグループ会合では、議長および副議長が作成したペーパーに基づき議論進行が図られた。このペーパーには、締約国提起の疑問、AWG-KP議長が議事進行のために提起した疑問、コンタクトグループの第1回会合での議論で得られたアイデアの概要が含まれた。

AOSISは、締約国が第2約束期間を採択できるようにする前提条件のうち、カンクンの成果で達成されたものは何か、締約国が第2約束期間を採択するにはこのほかどのような前提条件が必要か、ダーバン会議の前にこのような前提条件を達成するには何が必要かに絞って議論すべきだと述べた。

G-77/中国、アルゼンチン、LDCs、アフリカグループの立場でアルジェリアは、技術的な問題の解決に向け前進する前に、政治的な問題での意見を一致させるよう求めた。アフリカグループは、第2約束期間に関する行きづまりを打開するため必要な政治的意思を出すことの重要性を強調し、AWG-LCAでの進展がないことを理由に第2約束期間を遅らせるべきでないと強調した。ツバルは、前進できる方法は見えないと強調したが、提示された疑問点の議論を通して作業するよう提案した。G-77/中国は、これらの疑問について考える時間がないと述べた。AOSISは、全面的な議論に移ることが有益だとし、附属書I締約国に対し、前提条件に関する疑問に答え、ダーバン会議前に条件を満たす方法について答えるよう求めた。



マーシャル諸島は、政治的な障壁について明確な理解が必要だとし、附属書I締約国がこの問題についてまだ発言していないことに懸念を表明し、これは政治的な意思がないことの証拠ではないかと問うた。

EUは前提条件に関する疑問に答えて、次の点を指摘した：全ての交渉トラックを同時に完結させるには努力が必要である；カンクンでは条件が満たされていない；EUは前進し「契約書に署名」できるまでに、どんな規則か知っておく必要があると述べた。

ニュージーランドは、カンクンでは前提条件が満たされていないとし、先進国には相応の努力を、途上国にはそれぞれの能力に応じた行動をとることを待望していると述べた。同代表は、こうすることで、世界規模の努力が確保されるとし、国内の援助の重要性を強調した。同代表は、規則に関する明確な理解が必要であるとし、効果的なLULUCF規則を求めており、このような前提条件につき、カンクンで進展があったと強調した。

コロンビアは、マーシャル諸島の支持を受け、次のような行動で妥協点を見出すよう提案した：前提条件の明確化；必要な規則および実施されている規則を明確にする；異なる規則を適用した場合の影響評価。オーストラリアは、コロンビアの提案を論ずる意思があるとし、実際に世界目標を達成できる機会を得ようとするなら、全ての主要排出国が参加することが重要であると繰り返す一方、能力に差異のあることにも留意した。ツバルは、政治的前提条件の合法性に疑問を呈し、締約国が「表現方法を駆使（unpack the phraseology）」し、政治的な前提条件に関する本質的な議論をもてるようにすることを要請した。

ノルウェーは、カンクン合意は第2約束期間について、明確な方向性を示していると想起し、他の交渉トラックでの明確な進展と同時に、規則に関する明確さも求めた。EUは、カンクンを一里塚と評する一方、プレッジが何を意味し、その背景は何かについては、全面的な議論はまだなされていないと指摘した。同代表は、プレッジの背景となる想定条件を検証したに過ぎず、広範な内容での検討はなされていないと述べた。同代表は、ノルウェーとともに、バンコクのNAMAsワークショップで披露されたプレゼンテーションを歓迎し、その継続を求めた。同代表は、目標および規則に関する議論は、比較可能性の議論の入り口だと述べた。中国は、カンクンではダーバン会議への基礎が敷かれたとし、第2約束期間に関する全面的な合意を求めた。

議長のMaceyは、締約国が同意するならスピノフグループの会議を開くべく、多数の進行役が待機しているが、この点での意見の一致はなされていないと発表した。同議長は、副議長のDiouf Sarr が、法的問題に関する交渉グループの提案について協議すると付け加えた。

4月8日金曜日の朝、AWG-KPは、附属書I締約国の更なる約束に関する第3回のコンタクトグループ会合を開催した。AWG-KP議長のMaceyは、「AWG-KPコンタクトグループでの議論で得られたアイデア」を紹介するペーパーについて、締約国の考えを求めた。

ツバルは、EUが政治的な前提条件に関する非公式の議論で建設的な役割を果たしたとし、LDCsの支持を得て、他の締約国も第2約束期間について、中でも「比較可能な努力」の問題に関し、合意できる政治的前提条件を明確にするよう求めた。ボリビアは、先進国が、拘束力のある国際合意なしに、京都議定書からプレッジアンドレビューシステムに移ろうとすることは受け入れられないと述べた。フィリピンは、AWG-KPのマנדートを強調し、ボンにおいて、前提条件に関する政治的問題を解決する道筋を求めるよう提案した。

ブラジルは、環境の真の十全性を回避し、覆い隠そうとする目的で規則を利用することはできないと強調し、ALBAの立場で発言したエクアドルおよびボリビアとともに、京都議定書の第2約束期間がカギだとの立場を強調した。AOSISは、第2約束期間を設置することで、まず概念を打ち立てる必要があると繰り返し、締約国に対し、前提条件と余剰分に関する疑問点にこたえるよう求めた。ALBAは、保留問題を取り扱うため、ボンでの閣僚会合開催といったオプションを探ることに関心を寄せた。

サウジアラビアは、AWG-KPでの議論は先進国のみを対象とすべきだと強調し、途上国の行動のAWG-KP交渉トラックへの組み込み異議を唱える一方、カンクン合意およびバンコクでの会合前ワークショップは、締約国間の信頼度保持に役立つと指摘した。

ロシアは、京都議定書のポジティブな特徴の進展を妨げる意図はないと強調し、京都議定書への建設的な参加は有用と考えると述べた。日本は、京都議定書に関する日本の立場に変化はないとし、気候変動への対応には全ての主要排出国を含む一つの枠組みが必要だと述べた。

ニュージーランドは、交渉では2つの議論が同時に行われている、一つは比較可能性の議論、もうひとつは約束と規則に関する議論であると述べた。同代表は、比較可能性というのは先進国に関係するもの、GDPと比較したコストと関係するものと考えているとし、途上国はその能力の限界一杯の緩和行動をとるとするのが自国の条件であると繰り返した。約束と規則に関し、同代表は、両者をともに解決する必要があると強調した。

EUとニュージーランドは、規則、シナリオや対応する目標、さらには野心度を分析するとのコロンビアの提案は、前進を図る上で有用な手法の可能性があると述べた。



EUは、条約の全体目標に合わせ、環境上の十全性を保持することの影響結果を議論の出発点とすべきだと述べた。同代表は、カーボンリーケージの影響を指摘し、議論では、附属書Iの締約国の約束だけを考慮するだけでなく、非附属書I締約国の行動も明確化すべきだと述べた。EUは、カンクン合意の実施に向け動くよう締約国に求め、コロンビアの提案を支持した。

オーストラリアは、自国のプレッジの範囲に関し、現在の京都議定書の規則に基づくものだとし、規則が変更されるなら、約束も変更される可能性があるとして述べ、規則の改定およびそれが野心度に与える影響に関し、モデル研究の動向を調べるとの提案を支持した。同代表は、オーストラリアは附属書I締約国と高所得非附属書I締約国の両方による世界的な合意への参加を求めるとし、主要な開発途上経済国はその全能力分を約束すべきだと強調した。

コロンビアは、附属書I締約国に対し、国内の政治上の制約条件や前提条件を明らかにするよう求め、6月の会合での進展を図るため、次の3つの問題に関する広範な議論をするとの自国の提案を繰り返し、さらに発展させた：条件；異なる規則シナリオモデル；第2約束期間に向けた各締約国の意図を明らかにする参加シナリオ。

ツバルは、京都議定書の締約国とはならない諸国は、規則の議論に参加すべきでないとして強調し、本来の京都議定書の交渉でも「締約国が実施しないとわかっている詳細に関する無意味な議論を」回避しようとして、同じようなシナリオがあったと想起した。同代表は、規則について議論し、シナリオを考えることに価値があるとは思えないとし、コロンビアの提案を支持しないと述べた。

副議長のDiouf Sarrは、法律問題に関する非公式協議の結果を報告し、ボンでの各種スピンオフグループの会合開催には広範な支持があったと述べた、これにはギャップ、議定書21条（改定手続き）の改定、その他、AWG-KPから法律問題グループに委託される可能性がある要素が含まれる。ボリビアは、この議論への他の附属書I締約国の参加を推奨することが重要であるとし、シナリオでの検討は支持しないと述べた。スイスは、政策に関する疑問点を自国政府に持ち帰る用意があると述べた。

ブラジルは、京都議定書の締約国とはならない国に規則の議論に参加してもらうのは意味がないと繰り返した。マーシャル諸島とAOSISは、ボン会議では、政治的な配慮に関する共通意見を中心とするよう求めた。

AWG-KP議長のMaceyは、ボンでは一つのコンタクトグループでの議論を続けることが全体的な共通意見だと指摘し、締約国に対し、政治的問題の議論を進めるかそれとも技術的な問題の議



論を進めるか、解決方法を考えるよう求め、議論に進展がある場合でも、保留問題を議論する時間がなくなるリスクがあると指摘した。

その他の問題：その他の問題に関し、G-77/中国は、先進締約国による経済全般にわたる排出削減数量目標の達成に関する想定条件および条件を検討する会合前ワークショップ報告書を、AWG-KPの作業を助けるインプットとするよう求めた。閉会プレナリーで、AWG-KP議長のMaceyは、ボンの再開会合でワークショップの報告書を入手できるようにすると確認した。

進行状況報告プレナリー：金曜日午後、AWG-KPは、AWG-KP議長のMaceyを議長とする進行状況報告プレナリーを開催し、議長のMaceyはこの会合の目的として、政治的問題への対応とボン会議に向けた進め方を議論することであると指摘した。

ペルーは、今週議論された問題は前回の会合で提起されたとし、その他の問題を議論する法的なマンデートはなく、KPに改定を加えるマンデートもないと述べた。エクアドルは、第2約束期間の重要性を強調した。

議長は、コンタクトグループについて、法律問題のスピングループを結成するかどうかはボン会議で決定すると述べた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、インドの支持を得て、ダーバンで成果を挙げるには第2約束期間の設定が必至であると強調し、一部の附属書I締約国が第2約束期間を確認しないのは、技術的な問題が政治的な問題に続いて議論する必要があるためだと付け加えた。同代表は、各交渉トラックには異なるマンデートがあり、両トラックを妥協させるような立場は認められないと強調した。中国は、第2約束期間が確保できないことは「受け入れられない」と述べ、附属書I締約国は、条件を付けるべきでないと述べた。ボリビアは、ダーバンをカンクンの繰り返しにはできないとし、緩和について議論するのではなく、さらなる排出を可能にする柔軟性メカニズムについて議論する締約国が多いと嘆いた。バングラデシュは、政治的な合意を得て約束期間のギャップを回避し、そのあとで、技術的詳細の問題を交渉するよう求めた。

AOSISは、交渉中の重要問題は2つの交渉トラック方式の一環である京都議定書の第2約束期間であるとし、これにはAWG-LCAの下での法的拘束力のある合意が含まれると述べた。同代表は、政治的な問題に関するオープンな議論が不可欠であるとし、これは6月まで続けるべきだと述べ、ダーバンにおいて決定できるだけ十分早い段階で、政治的決定を行うよう求めた。同代表は、事務局に対し、6月までに2つのテクニカルペーパーを用意するよう求めた、一つは緩和ポテンシャルに関するもの、排出削減目標を達成可能にする方法に関するペーパーである。エジプトはアラ

グループの立場で発言し、バンコクから発せられる政治的シグナルは「励まされるものではない」と指摘し、ダーバンに至る交渉では、第2約束期間での合意が前提条件であると述べた。

スイスは、この会合ではカンクン合意に基づきより多くのものが出てくると期待していたことを認め、議論では透明性が確保できたと指摘した。同代表は、政治的問題と並行して技術的問題を議論する必要があるとし、締約国は特に次の点で合意すべきだと述べた：排出削減の強化、LULUCFの規則、環境の十全性、ガスのバスケットに関する一貫性のある解決策。

アンブレラ・グループは、建設的な議論が行われたとし、規則に関する議論および次回の会合で広範な視点からこれを実施する方法に関し、再度議論の枠づけを行う必要があると強調した。EUは、環境の十全性を確保するには、政治的な観点も科学的な観点も必要であると強調し、政治的および技術的決定を並行して行うべきだと述べた。同代表は、AWG-KP独自で作業はできないとし、AWG-LCAにおける進展状況と結び付ける必要があると述べ、プレッジと規則をリンクさせるなら理解を深められるとし、約束期間の間のギャップ回避を助けられると指摘した。ツバルは、技術的議論に入る前に、「現実的な条件」について完全に理解する必要があると強調し、事務局に対し、第2約束期間の採択に必要な前提条件に関する情報を提供するよう、附属書1締約国に求めることを要請した。

AWG-KP議長のMaceyは、ここで議論された問題を取りまとめ、次の問題が含まれると述べた：規則と目標の意味するもの；環境の十全性が規則か；約束期間の規則および目標の定義；さらに規則の変更は野心レベルに影響すると述べた。同議長は、今後の進め方については意見の相違があると付け加え、特に、ボンで技術規則について議論するかどうか、議論する場合はどのような方法で行うかで意見の相違があると述べ、最近のマスコミの表現を引用し、締約国は「無駄にマイル数をためているもの」とされないよう、議論を進展させてほしいと求めた。

メキシコは、規則が決まれば、締約国はよりよい未来を築くことが可能になるはずであるとし、オープンな議論で行き詰まりを打開できるとの楽観的な見方を表明した。

南アフリカは、バンコクで先進国および途上国締約国が表明した懸念を指摘し、ダーバンでの成果にはカンクンとバリで合意された要素がふくまれるべきだと強調した。同代表は、南アフリカは技術的問題と政治的問題の両方に関し、透明性と参加性を持たせた議論となるよう協力を約束すると述べた。

CANインターナショナルはENGOSの立場で次のように発言した：先進国は第2約束期間を受け入れるべきだ；先進国のプレッジは、カンクン合意で明らかとなったレベル以下である；合法的



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

な排出量削減の提示を行う上で必要とされる追加条件を明確にする必要がある。Climate Justice NowはENGOSの立場で発言し、約束期間の問題を早急に議論すべきだと述べた。

Tebtebba Foundationは先住民の立場で発言し、低炭素社会に向けた経路の開発に焦点を当てるよう、締約国に求めた。United Cities and Local Governmentsは地方政府当局の立場で発言し、カンクン合意の実施に参加する意思を表明した。

Global Campaign for Climate Actionは若者の立場で発言し、第2約束期間における政治的約束を確保する必要があると強調し、規則と目標の両方に取り組むことを支持した。

Women in Europe for a Common Futureは女性と性差別撤廃NGOsの立場で発言し、次のものを組み入れるよう求めた：社会的基準を開発し、プロジェクト承認の前提条件にする；貧者のための解決策；技術開発への女性の参加。

AWG-KP議長のMaceyは、金曜日朝に開催されたUNFCCC議長団会議の結果を発表し、その中で、AWGsの追加会合を9月末もしくは10月初めに予定すると決定したと述べた。議長団は、SBIおよびSBSTAの追加会合も必要だと認識した。これらの会議の詳細については、会議主催者のアレンジならびに会議開催に必要な資金のアレンジを待ち、事務局の方から連絡することとなった。議長のMaceyは、AWG-KP 16は6月にドイツのボンで開催されると指摘した。プレナリーは午後5:06に閉会した。

長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ

AWG-LCAの第14回会合は2011年4月5日火曜日夕方に開会した。AWG-LCA議長のDaniel Reifsnyder (米国)は、この会合の議事構成方法に関する長時間の協議を行っていたと説明した。同議長は、会合の開会を宣言し、カンクンのCOP 16の特別な成果を想起し、これはバリのマンデート達成の一里塚だと説明した。同議長は、AWG-LCA作業計画の1年延長、決定書1/CP.16、AWG-LCAの拡大作業計画、および条約補助機関の拡大作業計画の採択を求めたカンクンでの決議を想起した。同議長は、AWG-LCAの新たな課題について説明し、これにはBAP (決定書1/CP.13)に基づく課題、気候体制の長期的な進化の方向性を定めるとの課題が含まれると述べた。

組織上、事務管理上の問題：暫定議題書(FCCC/AWGLCA/2011/1)に関し、Reifsnyderは、AWG-LCAの課題を列記する決定書1/CP.16を想起し、UNFCCC事務局は次の項目 — 長期資金 (10項)、対応措置 (17(a)項)、早期開始資金約束 (17(b)項)、先進締約国経済全体の排出削減目標の野心レベル引き上げ (17(c)項)、および農業 (17(d)) — を補足議題事項

(FCCC/AWGLCA/2011/1/Add.1-Add.5)に記載していると指摘し、次の3つの追加項目— 附属書I



締約国が実施する経済全体の排出削減数量目標（4 bis項）、NAMAs（4 ter項）、国際航空輸送および海上輸送（17(e)項）を指摘した。同議長は、議題項目変更案に関する協議について報告し、締約国に対し意見交換を行うよう求めた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、同グループの議題案（FCCC/AWGLCA/2011/CRP.1）に留意するよう求めた。同代表は、この提案であればBAPおよびカンクン合意の保留要素さらには同グループの共通の立場を含めた構造面での進展が図れると述べた。スイスはEIGの立場で発言し、議長の議題案提出、および追加項目の挿入に感謝した。スイスは、G-77/中国の提案についてコメントし、カンクンで確立されたマンデートに焦点を当てるよう訴えた。タジキスタンは内陸山岳途上国の立場で、エジプトはアラブグループの立場で、コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で、グレナダはAOSISの立場で、ガンビアはLDCsの立場で、ベネズエラはALBAの立場で発言し、ツバル、フィリピン、チリ、クウェート、ボリビア、マラウイ、中国、インド、シンガポール、サウジアラビアと共に、G-77/中国提案の議題書を支持し、これはBAPおよびカンクン合意の両方を盛り込み、関連性を有するものであり、焦点を定め、将来を見据えたものだと述べた。ボリビアは、G-77/中国の提案はAWG-LCAのマンデートを守り、カンクンの決定書を盛り込むものだと強調した。インドは、この議題は「カンクンプラス」の提案であるとし、カンクン合意からそれることなく、大きな議論とする余地を作り出すものだと述べた。シンガポールは、この議題はその内容に予見を与えず、どの項目も排除していないが、バリとカンクンを明確に結び付け、締約国間の信頼と確信度を高めるものだと指摘した。

日本は、全ての主要排出国が参加し、カンクン合意の運用を図る、強力かつ公平で効果のある合意を求めた。ニュージーランドは、AWG-LCAでの作業では優先度を現実的なものにすべきだと述べた。同代表は、暫定議題は完全とは言えないが、望ましいものだと述べた。ノルウェーとパキスタンは、議題についての論争は有用ではないとし、AWG-LCAの作業を進展させるのが肝要だと指摘した。

AWG-LCA議長のReifsnnyderは、議題は、包括的すぎるか包括的でないかであり、両方だということはないと述べた。同議長は行き詰まりを認識し、議題について協議を重ねるとのべ、AWG-LCAプレナリーは10:26 pmに中断された。

2011年4月6日水曜日午後、AWG-LCAは非公式協議を再開し、議題問題の議論を続けた。締約国は、AWG-LCA議長提案の議題をベースに追加項目を加える形で議論を続けるか、それともG-77/中国提案の議題をベースにするか議論した。



今後の進む方に関する議論では次の数件の提案が提起された：G-77/中国議題書をベースにする；G-77/中国の議題と議長の補足暫定議題を合わせる；G-77/中国の議題書に2つの特定項目を加える、一つは既に合意された行動の実施方法、もうひとつは合意と実施の追加要素。G-77/中国の文書と議長の議題書を合わせるとの提案が多数の国の支持を得た。

数カ国の締約国は、作業計画（6項）の詳細を決める前の議題書採択に懸念を表明したが、別な諸国は、6項はカンクン合意実施の項に含まれると考えた。

広範な締約国が、木曜日朝の会合に向け議長が合流議題案を作成し、検討することを望んだ。議長は、ノンペーパーの作成を提案したが、多数の締約国がこれに反対し、コペンハーゲンのように透明性がない形の繰り返しになると懸念を表明した。他の締約国は、締約国主導プロセスを確保し、少人数の草案作成グループによる議論の継続を希望した。ある国は、議長が非公式協議を散会し、合流文書は作成せず、締約国自体が翌朝に協議し、G-77/中国の議題書に対する書面での反応を示すよう提案した。

議長は、議題書問題を解決する上で、締約国が合意可能な形を見出すことの難しさを嘆き、フィードバックされた意見自体、対立していると指摘した。同議長は、午後6時、会議を中断し、最善の議事進行方法を検討し、木曜日朝、合流議長文書を作成することなく、非公式協議を再開すると決定した。

議長と地域グループおよび関連グループの間で、議題書改定案に関する協議が行われ、その後木曜日一日中非公式協議が続けられ、夕方にはオープンエンドの非公式プレナリーが開催された。各締約国が提案した後、非公式プレナリーが中断され、締約国は、全ての締約国が参加できる非公式草案作成グループが再開され、夜遅くまで続けられた。

非公式草案作成グループは金曜日の朝に再開され、議題書採択の議論が午後まで続けられた。夕方、締約国は、暫定議題書に関する非公式草案作成グループで意見が一致した、この議題書は、AWG-LCA議長提案の議題書とG-77/中国提案の議題書の妥協案として、カンクン合意とBAPの構造をベースにすることとした。

夕方、AWG-LCA議長のReifsnnyderは進行状況報告プレナリーを開催し、新しい暫定議題書(FCCC/AWGLCA/2011/L.1)を提示し、締約国は次の主要題目を含めた議題書を採択した：

- COP第13回会合および第16回会合の結果に則り、今、そして2012年まで、さらには2013年以降、長期的協力行動をとることで、条約の完全かつ効果的、持続的な実施を可能にする包括的かつバランスの取れた成果を作成、AWG-LCAの作業には実施の課題、さらには未



決の問題である結論がだされていない問題、すなわち長期的協力行動のための共有ビジョン、緩和の行動強化、適応の行動強化、資金、技術開発および技術移転、キャパシティビルディングが含まれていることを認識する；

- レビュー：スコープの更なる定義付け、規則の作成；
- 法的オプションの議論を継続、BAPおよびCOP 16での作業結果、そして条約17条（改定）に則り締約国が提出した提案をベースに合意成果を完成させることを目指す；
- その他の問題、これには経済移行国および特殊事情の諸国の問題を含める。

AWG-LCA議長のReifsnyderは、締約国に対し、会合前ワークショップ報告書を採択するよう求めた。ワークショップ共同議長のGoote (オランダ)は、先進締約国経済全体の排出削減数量目標達成に関わる想定条件および条件に関する会合前ワークショップ、および提出された緩和行動の多様性を理解し、そのもととなる想定条件および行動の実施に必要な支援を理解する一方、途上国締約国の国情および能力の違いを指摘するワークショップについて報告した。AWG-LCA議長のReifsnyderは、技術メカニズムの報告は6月会合までに作成され、提出されると指摘した。締約国は、ワークショップ報告書を採択し、議長は、事務局に対し、6月までにワークショップ報告書を提供するよう求めた。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、会合前ワークショップの活用を称賛し、ワークショップ報告書をAWG-KPにも提出するよう求めた。

ステートメント:アルゼンチンは、for G-77/中国の立場で発言し、議題書を再度交渉させたG-77/中国の役割を指摘し、全てのものの懸念に応えたことを強調した。同代表は、ダーバン会合に向けたプロセスはオープンなものでなければならず、公平かつ公正な形でなされなければならないとし、その成果では先進国の歴史的責任を認めるべきだと述べた。

韓国はEIGの立場で発言し、特に、EIGは野心的で、公平、バランスのとれた気候体制を約束すると述べた。同代表は、会合前ワークショップはカンクン合意の実施に向けた重要なステップだと認めた。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、BAPの全ての要素を含めるバランスのとれた成果を確保するため、ダーバン会合までのプロセスを包括的なものにするよう求め、特に技術、資金、キャパシティビルディングの必要性を強調した。

オーストラリアはアンブレラ・グループの立場で発言し、カンクン合意には気候変動体制構築に必要とされる基本的なビルディングブロックが含まれているとし、合意された議題書には決定



書1/CP.16 (カンクン合意)が反映されていると述べた。同代表は、資金、技術、キャパシティブUILDING、新たなMRV枠組みに関する組織を設立し、カンクン合意の実施を開始する必要があると強調した。

EUは、カンクン合意を実施する一方、ダーバン会合に向け保留事項を議論する必要があると述べた。同代表は、会合前ワークショップは将来の交渉に向け建設的な役割を果たすと指摘し、ボンでの交渉では次の項目に焦点を当てるべきだと述べた：市場メカニズム、ハイドロフルオロカーボン、バンカー燃料、農業、法的オプション。

グレナダはAOSISの立場で発言し、カンクンでのモーメンタムを活かすことの重要性を強調し、締約国に対し、カンクン合意の全面的運用とBAPの実施を確保する一方で、環境上の十全性も確保するよう求めた。同代表は、カンクン合意はダーバン会合に向かう「事実上の天井ではなく基礎」であると述べた。

ガンビアはLDCsの立場で発言し、この週の全般的な交渉の進み具合に失望感を表明し、資金源への公平、公正なアクセスをするニーズの緊急性が高まっていると述べた。エジプトはアラブグループの立場で発言し、ダーバン会合の成功を可能にするには、持続的な作業や柔軟性、背景にある問題の解決を議題とする必要があると述べた。

ベラルーシは多数の経済移行国の立場で発言し、バンコク会合では、経済移行に関する理解の程度が高まったことが明らかとなったとし、採択された議題が、ボン会合の作業速度を速めることを希望すると表明した。

ボリビアは、G-77/中国の立場で発言したアルゼンチンのステートメントに共鳴し、カンクンでの成果は不十分であり、背景にある問題、特に政治的意思の問題を南アフリカ会合の前に解決すべきだと述べた。同代表は、カンクンでの成果はCOPが16年の間に採択した締約国の目的に関する決定に過ぎず、ダーバンでもこれを繰り返すわけにはいかないと指摘した。

ペルーは多数の中南米諸国の立場で発言し、バンコクでは進展がなかったと指摘し、将来の会合は別なアプローチが肝要だと繰り返し、指導者は手順の問題を超越する必要があると述べた。

メキシコは、メカニズムの運用を可能にするため、関連組織の全てで作業を進めるならダーバン会合に向けプロセスの前進を図ることができると述べた。

トルコは、バンコク会議では議題の論議で多くの時間を失ったと指摘した。クック諸島は、適応に関する堅固な約束とその実施を約束すると強調した。グアテマラは、京都議定書第2約束期



間の必要性を強調した。フィリピンは締約主導の透明性のあるプロセスを強調した。バングラデシュは、事務局に対し、6月の会合で、国際的な援助を受けるNAMAsと国内NAMAsに関するワークショップを開催する準備をするよう要請した。タイは議題書を歓迎した。

AWG-LCA議長のReifsnnyderは、バンコクでは実質的な審議を行う時間がなかったと指摘し、進行状況報告プレナリーを9:34 pmに閉会した。AWG-LCAの第14回会合は6月にドイツのボンで再開される。

会合の簡略な分析

出発ラウンジでの時間

締約国は、気候変動交渉の全ての到着地点において、新しい旅先選択の課題に直面してきた。世界の気候体制に参加するプレーヤーが、自身のみで、あるいは共に、政治的決着可能な点と科学の問題とのギャップを埋めるため、どれだけの距離を縮めなければならないか調査せざるを得なくなっている。バンコクを離れるにあたり、国連気候変動枠組条約の締約国は、地理的なそして比喩的な意味での新しい旅先に向け旅立つべく準備を始めていた。ボンを経由して、さらには多数の閣僚協議を経由して、ダーバンでのCOP/MOPに至る旅は、カンクンで達成された成果により可能となった荷物をひも解く旅であり、登場しつつある可能性という水平線に向け航行を始める旅でもあり、その行く先はまだ明確には見えず、野心と協力の両輪で進んでいくには更なる協議や信頼が必要となる。

締約国は、メキシコでの第16回締約国会議 (COP 16)でカンクン合意が採択されて以後、最初のUNFCCC会議に出席のため、バンコクに集まった。初めに開催された3回のワークショップで、締約国は、カンクン精神の余韻が残る中、やり残したところから会議を初め、比較的自由に動きまわりつつ、メキシコで発表された目標や行動の背後にある想定条件、そして期待感について、意見交換を行い、多くのものがこれを「建設的」と称した。火曜日には、「実施」業務に集中し始めるとの期待感があり、カンクン合意に基づく作業計画または議題書の交渉を開始した。ところがこの期待感は裏切られることとなった。これは途上国が、条約の下での長期的協力行動に関するアドホックワーキンググループ(AWG-LCA)の作業については、バリ行動計画の保留要素およびカンクン合意の要素の両方から情報を得るべきであり、この問題を南アフリカ、ダーバンでのCOP 17の前に議論すべきとの所感を示したためである。



カンクンでの総立ちの拍手の波から出てきたAWG-LCAのモーメンタムは、締約国が最も初歩的な課題、すなわちこの1年の作業計画と議題書の作成という課題の議論に没頭する中で中断された。京都議定書の下での附属書I締約国による更なる約束に関するアドホックワーキンググループ (AWG-KP)では、明確な進展がみられたが、技術面の規則に関する交渉で意見の一致が見られず、焦燥感を表明するものもいた。

この簡略分析の項では、締約国がAWG-LCAの議題の検討に交渉時間の大半を費やした理由と、このことで、6月にボンで開催予定のUNFCCC補助機関会合を経て、ダーバン会合に至る道筋のどこに締約国がおかれることになったかを検討する。

議題が全てを意味する時

会議の議題に関する決定的な議論は、AWG-LCAとG-77/中国グループの内部で行われ、バリ行動計画のビルディングブロックを反映する小項目の完全復帰、カンクンでのボリビアの反対意見を完全に反映させるかどうかで、意見の違いが見られた。問題となったのは、G-77/中国がAWG-LCAの議題書案を別なものに置き換え、COP 13(バリ行動計画)およびCOP 16の結果に則り、今後の作業計画に「結論が出されていない問題」さらには「実施課題」を含めようとしたことであつた。合意された冒頭部分では、カンクン合意がボリビアの反対を押し切り、「満場一致で」採択されたでボリビアが抱く手続き面の懸念をはらうため、1/CP.16に直接言及せず、会合の「結果」との表現を用いた。多数のオブザーバーおよび交渉担当者は、この議題書をめぐる行き詰まりは今後登場する作業計画で出てきそうな問題をめぐる代理戦争であり、これらの問題をバリ行動計画の中で、あるいはカンクンの成果の運用開始マンデートの中でどう扱うかをめぐる代理戦争でもあったことを率直に認めた。G-77/中国の締約国から見た論争の全体像は、カンクン合意が世界気候体制に必要な問題を解決するに十分だったとの見方、すなわち米国やその他の国と関係づけられている見方の拒否というのが中心であつた。G-77/中国は、カンクン合意を適応および資金面の措置の強化など、バリ行動計画 (BAP)の要素を生かしておくべきという論理の繰り返しの一步に過ぎないと見ている。

プレナリーで結論が出せず、AWG-LCA議長のDan Reifsnyderは、解決策を仲介すべく非公式協議を開始したが、G-77/中国内部の深い懸念に遭遇した。締約国は、カンクン合意から受け継がれた実施課題をバランスよく扱い、さらにはBAPの未決または未解決な問題へ言及できる方式を見出そうと苦心した。木曜日、議長のReifsnyderは、附属書I締約国に対し、G-77/中国の草案を承認するよう求め、ノンペーパーを作成し、G-77/中国が提出した改訂議題書の構成に疑問を呈するこ



となく、その議論を再開せずに議事進行を図れると述べた。しかし、議長がまず附属書I締約国にアプローチしたことから、G-77/中国内部では議長の行動に懐疑的な見方が出された。バンコクでは、アメリカ人の議長であるReifsnnyderの場合、もともとG-77/中国内部の一部から信頼を勝ち得ず、議長の業務を妨げられる状況が見られ、同議長は、その手法の非公式な面を強調する努力の一環として、まず先進国グループに、情報を盛り込んだノンペーパーを提出した。しかしG-77/中国の一部の締約国は、議長の介入に異議を唱え、そのような行動をとる議長の権限に疑念を呈した。

木曜日夜、非公式草案作成グループに移行する提案が出された後、実施とカンクン合意の両方に並行して焦点を当てることを犠牲にしてまで、BAPで未解決な問題を再度提起するとの提案を追求する必要はないとの理解の下、問題が明確になり始めた。G-77/中国では当初、会合前会議の数日間、内部割れを起こしていたが、この決議により一定の団結力が確立された。

セクトラルアプローチに関する新しい項目は、カンクンについて「決定書1/CP13、COP 16での作業結果、条約17条の下で締約国が提出した提案に基づく合意成果を完成させる目的で、法的オプションの議論を継続する」との言及を入れるのと引き換えに、先進締約国が導入したものである。これは、農業に関する項目が適応だけでなく緩和問題にも関係するとの理解の下、達成された。少数のオブザーバーが会議コストとして「400万ドルを課した議題」と称した論争の良い面は、今後の作業で慎重に検討する議題を携えて、締約国がバンコクを離れられたことである。多数のものが、これは妥協の精神を反映すると感じたが、他のものは、カンクンでのモーメンタムは議題問題という障害にぶつかり遅らせられたが、その後の議題の採択で、前進しようとする力が救われたのだと指摘した。

京都議定書が主演のもう一つのクライマックス

AWG-KPでは、AWG-KP議長のAdrian Maceyが最善の努力をしたにも関わらず、第2約束期間への政治的約束を求めるG-77/中国の動きで、前進を図るのに苦勞することとなった。ツバルをはじめとするG-77/中国の一部のメンバーは、今回の会議は附属書I締約国の目標設定に向け情報を与えるべく、規則の技術的議論を行う時でもなければ、場でもない決め付けた。この結果、先進国および途上国の両方とも前例のないほどの忌憚のなさで、カンクンで提示した目標および行動の背景となる想定条件に関する意見交換を行った。

当然ながら、全てが良い情報であったわけではなく、日本とロシアは、米国と共に、拘束力のある新しい条約には入らないとの意思を繰り返した。しかし、プロセスに最も精通するものにと



Earth Negotiations Bulletin

<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所

<http://www.gispri.or.jp>

Tel:+81-3-3663-2500

Fax:+81-3-3663-2301

り、「この週のサプライズ」となったのは、こういった諸国自体が第2約束期間の交渉に積極的な抵抗を見せなかったことである。米国、日本、ロシアは、会場を静かに去り、他のものが第2約束期間の議論を進められるようにしてほしいとのツバルの要請を受ける必要もなかった可能性がある。

オブザーバーは、第2約束期間に関するそれぞれの立場は検討中であるとする附属書I締約国のバンコク会議でのステートメントの中には、12カ月前なら、途上国締約国から反感を買ったものもあっただろうとコメントした。バンコクでは、一部の出席者が、会合前ワークショップの中で発言をさらに超えて、たとえばそれぞれの条件付き目標の背後にある条件について説明するなど、会議の基調には、はっきりとはしないまでも否定しがたい転換が見られた：米国は、現在提示されたプレッジの背後にある野心レベルの不足を率直に認め、一部のものを驚かせた；途上国締約国は、途上国側の立場について率直な政治的意見交換を行ってこれに応え、AWG-KPとAWG-LCAの議論でこれまで見られた「ファイアウォール」を打破する場合もあった。オブザーバーは、気候変動問題が困難な経済的選択を要求するとの認識が広まり、各締約国は積極的でない産業界のロビー活動であれ、南の諸国の発展権利放棄を懸念する一般人であれ、それぞれの構成員をまとめる課題に直面するとの理解を示した。

AWG-KPの議論で提起されたアイデアをまとめた議長のパーパーは、今後の数カ月間、議定書の議論を運営する当面の図式を示している。おそらく最も重要な点は、閣僚会議が、第2約束期間に関する明確化や方向性、署名の可能性を打ち立てる役割を果たせるとの感触が、一部に見られたことである。議定書問題での信頼性の構築には、締約国が提起した目標を検討し、規則に関する選択の違いが目標にどう影響するか、そして各国個別のあるいは全体での条件付きの、そして無条件の目標や目的でのギャップをどう縮めるかを検討するため、「安全な環境」（交渉の枠外）での会合機会を提供する努力も含まれる可能性が高い。

位置について、ヨーイ、ドン...

ボンでの会議およびそれ以降の会議が予定される中、またUNFCCC事務局長からダーバンでのCOP 17に向けた追加準備作業として、別な場所や機会を利用するようとの要請を受ける中、世界の気候体制は多くの部品の集大成との認識が存在する。6月の補助機関会合に向け、締約国は、既に追加の会合期間外会合を予定し、ひるむほどの量の作業計画に直面している。締約国は、カンクンの実施詳細と合わせ、広範な協力や世界の平均気温目標の達成、2020年でのピーク達成、レビュー、将来の体制の法的特性など、基幹の政治問題を検討する必要がある。



締約国は、主に「ボトムアップ」体制の推進を目的に設計されたカンクン作業計画の実施を行い、意思のある国は議定書の第2約束期間に関し独自の判断を行えるようにし、世界目標の観点から全ての努力をレビューし、バリ行動計画の全ての要素に効果的に対応するという複雑な課題に直面する。議定書の約束期間に事実上、あるいは法的にギャップが生じるのは確実との展望を受け、ベテランの交渉担当者の少なくとも1名は、政治パッケージでの合意が今後の課題になるとの見通しを明らかにした。このパッケージには、第2約束期間に関する合意の批准を条件に議定書の運用継続の形式を確保する「法律上の修正」という要素、2つの交渉トラック方式を少なくとも当面は認めるとの要素、ダーバンで合意される新しいアレンジの適切性のレビュー結果を反映し、ダーバン後のいずれかの時点で現在の交渉に多面性をもたらす可能性がある交渉枠組みが含まれる可能性がある。こういった考えの背後にあるものは、新しい提案が無謀なものともみなされる場合、そしてたとえばバンコク会議中、ニューヨークで米国気候変動特別大使のTodd Sternが言ったようなタイプのコメントを招く場合、締約国には「クーリングオフ」の期間が必要かもしれないことである。Sternのコメントは、バンコクの廊下でも広く議論にのぼり、有用でないとみなされた。

結論

気候変動の分野を巡るコミュニティーに属する交渉担当者、そして他のものが次回のボン行きのフライトを予約する中、交渉の一部の側面に光が当てられた。限定的な意味で言えば、バリ行動計画の保留事項を再度議論するとのG-77/中国の固い意志であり、カンクンで未完だった議論がある程度取り上げられることとなった。世界的な観点で言えば、カンクンで未完だった議論は、締約国がカンクン合意の実施に向け動きさえすれば、またそれぞれの努力とIPCCの科学的証拠ベースの間に残されたギャップを一国でおよび諸国グループでレビューし始めるなら、議論されることになる。ボン会議に向け、バンコク会議の中程度のしかし重要な達成事項は、カンクン合意の実施詳細に焦点を当てるビジネスライクな努力を解き放つ一方、技術的問題と政治的問題を合わせ、議題に関する代理戦争を戦う圧力の中断を確実にする。

しかし、交渉担当者が、現在の集団での努力と世界平均気温目標が求めるものとの橋渡しを行うため迫る必要のある長期の旅はそれほど明確なものではない。締約国は、不十分とはいえカンクンでの達成事項で記された「交差点」に達した。締約国および諸国グループの目標やゴールの背後にある想定条件、条件、規則について相互の理解を深め議論する上で、これら諸国の相互依存が高まっていることから、現在の交差点は、コペンハーゲンに至るまで、そしてそれ以来の交



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel:+81-3-3663-2500
Fax:+81-3-3663-2301

涉につきものの激しい議論の高まりから一步引く瞬間を提供している。気候変動体制の発展過程では、広範な締約国や諸国グループが野心レベルや協力レベルの間に統合的なリンクを築く必要性が高まっている。

タイの仏教の教訓にあるとおり、たちどまって一息をつき、あるいは狂ったような運転をとめ、ある点までは（たとえ交渉においても）有用であった立場を保持し、コントロールし、計算するのが賢明なのである。このことは、中程度の達成事項と野心の招請で特徴づけられた今回の会議が、交渉の新たな方向付けをする今後の交渉、要求されることの多い交渉期間に向け、た、適切な教訓であるように思える。

今後の会議予定

IPCC作業部会III： IPCC作業部会IIIの第11回会合は、5月、IPCC-33直前に会合する。日付：2011年5月5-8日。場所：アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先：IPCC事務局 電話：+41-22-730-8208
ファクシミリ：+41-22-730-8025/13 連絡先：IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>

UN/ISDR防災の世界プラットフォーム第3回会合：この会議では、兵庫行動枠組みの中間レビューで得られた教訓に基づき、2016年以降の防災策組みのあり方について、ガバナンスや資源、モニタリング、遵守の観点から、さらにはそれをミレニウム開発目標や気候変動の枠組みにどう適合させるかの観点から、議論する。日付：2011年5月8-13日 場所：スイス、ジュネーブ 連絡先：ISDR事務局 電話：+41-22-917-8878 ファクシミリ：+41-22-917-8964 電子メール：globalplatform@un.org www: <http://www.preventionweb.net/globalplatform/2011/>

世界再生可能エネルギー会議2011年 (WREC 2011)：UNESCOと協力し計画されるWREC 2011会議では、再生可能エネルギー技術の将来の動向および応用と持続可能な開発に焦点を当てる。日付：2011年5月8-13日 場所：スウェーデン、Linköping 連絡先：Tina Malmström, WREC 2011事務局 電子メール：info@wrec2011.com www: <http://www.wrec2011.com/index.html>

IPCC-33： IPCC第33回プレナリーおよび再生可能エネルギー資源と気候変動に関する特別報告書 (SRREN Report) を承認する会合は、2011年5月に開催される。この会議では、InterAcademy Reviewが提起した問題点への対処に関係して現在進行中の作業について議論される予定。日付：2011年5月10-13日 場所：アラブ首長国連邦、アブダビ 連絡先：IPCC事務局 電話：+41-22-730-8208 ファクシミリ：+41-22-730-8025/13 電子メール：IPCC-Sec@wmo.int www: <http://www.ipcc.ch/>



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel:+81-3-3663-2500
 Fax:+81-3-3663-2301

UNFCCC補助機関会合：SBSTAおよびSBIの第34回会合は、6月に開催され、合わせてAWG-KPおよびAWG-LCAの会合も開催される。 日付：2011年6月6-17日 場所：ドイツ、ボン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www: <http://unfccc.int>

気候投資基金Climate Investment Funds (CIF)パートナーシップフォーラム2011：CIFパートナーシップが、政府、市民社会、先住民、民間部門その他など利害関係者に対し、CIFの枠内にて気候変動と開発に関する世界の理解を深めるため、貢献する機会を提供する会議。 日付：2011年6月24-25日 場所：南アフリカ、ケープタウン 連絡先：世界銀行CIF管理ユニット 電話：+1-202-458-1801 電子メール：CIFAdminUnit@worldbank.org www: http://www.climateinvestmentfunds.org/cif/partnership_forum_2011_home

世界気候研究計画(WCRP)のオープンサイエンス会議：世界気候研究計画の会議には、地球の物理的な気候システムの全空間規模、時間規模での変化や多様性の理解を深め、予報を行う研究を行っている国際的な科学者社会が集まる。この計画は、国際科学カウンスル、WMO、UNESCO海洋学政府間委員会(IOC)が主催する。 日付：2011年10月24-28日 場所：米国、デンバー 連絡先：WCRP Joint Planning Staff 電話：+41-22-730-8111 ファクシミリ：+41-22-730-8036 電子メール：wcrp@wmo.int www: <http://conference2011.wcrp-climate.org/>

UNFCCC COP 17およびCOP/MOP 7：COPの第17回会合およびCOP/MOPの第7回会合は南アフリカのダーバンで開催される。 日付：2011年11月28日から12月9日 場所：南アフリカ、ダーバン 連絡先：UNFCCC 事務局 電話：+49-228-815-1000 ファクシミリ：+49-228-815-1999 電子メール：secretariat@unfccc.int www: <http://unfccc.int/>

用語集

| | |
|---------|--|
| AAUs | 割当量単位 |
| ALBA | われらアメリカ人のボリビア連合 |
| AOSIS | 小島嶼諸国連合 |
| AWG-KP | 京都議定書の下での附属書I締約国の更なる約束に関するアドホックワーキンググループ |
| AWG-LCA | 条約の下での長期協力行動に関するアドホックワーキンググループ |
| BAP | バリ行動計画 |
| BAU | ビジネスアズユージュアル |
| COP | 締約国会議 |



Earth Negotiations Bulletin
<http://www.scribd.com/doc/52729454/iisd-Bangkok-Climate-Talks-Summary>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
 Tel:+81-3-3663-2500
 Fax:+81-3-3663-2301

| | |
|--------|--|
| CTC | 気候技術センター |
| CTCN | 気候技術センター・ネットワーク |
| EGTT | 技術移転に関する専門家グループ |
| ENGOs | 環境関係の非政府組織 |
| GHG | 温室効果ガス |
| IPRs | 知的財産権 |
| LDCs | 後発発展途上国 |
| LULUCF | 土地利用・土地利用変化・森林 |
| MRV | モニタリング、報告、検証 |
| NAMA | 国家適切緩和行動 |
| Ppm | 100 万分の 1 |
| QELROs | 排出制限削減数量約束 |
| REDD+ | 非森林化および森林の劣化による排出量の削減ならびに森林の保全、 持続可能な管理、および森林炭素貯留量の強化 |
| SBI | 実施に関する補助機関 |
| TEC | 技術執行委員会 |
| UNFCCC | 国連気候変動枠組条約 |

GISPRI 仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <cnb@iisd.org> is written and edited by Qian Cheng, Peter Doran, Ph.D., Anna Schulz, and Liz Willetts. The Digital Editor is Franz Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2011 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute – GISPRI) and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America.